

三重県男女共同参画基本計画 第二次実施計画

**平成17年3月
三 重 県**

目 次

第1章 第二次実施計画の策定にあたって	1
第2章 施策の方向、施策及び実施事業	
I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	7
II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	17
III 働く場における男女共同参画の推進	
III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進	24
III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	32
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	38
V 人権の尊重と心身の健康支援	
V-I 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	47
V-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	57
第3章 計画の推進	66
(参考資料)	
第二次実施計画における指標及び目標一覧	77
参考データ	81

第1章 第二次実施計画の策定にあたって

三重県では、2001年（平成13年）1月に県、県民、事業者及び市町村と協働して男女共同参画社会を実現していくため、「三重県男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、三重県男女共同参画基本計画及び同第一次実施計画を2002年（平成14年）3月に策定しました。

また、2004年（平成16年）4月より総合計画「県民しあわせプラン」をスタートさせ、その戦略計画の中で、男女共同参画社会の実現を63ある施策の1つとして位置付け、取組を進めています。

現在の男女共同参画を取巻く主な状況は以下のとおりです。

・ 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組の推進

男女共同参画の推進に関する条例は、2005年1月1日現在、全国で46都道府県13政令指定都市で制定されています。

県内の市町村における条例は、2005年1月1日現在で津市、伊勢市、松阪市、久居市、伊賀市の5市で制定されています。

また、男女共同参画に係る計画は、2005年1月1日現在、全都道府県及び政令指定都市で策定されており、県内の市町村においても、14市町において計画を策定しています。

・ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

県民意識調査（平成15年度実施）によると、男女共同参画意識普及度（性別による固定的な役割分担意識の一つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と思う人の割合）は、2003年度で60.0%となっています。

・ 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

2003年の合計特殊出生率が、全国で1.29、三重県では1.35となり、少子化が急速に進んでいます。

2003年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、都道府県、市町村、事業主に行動計画の策定が義務付けられました。また、同年9月には少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにした「少子化社会対策基本法」、2004年6月には同法に基づく「少子化社会対策大綱」が策定されました。

また、国においては、豊かで活力ある社会を実現し、男女が共に生きがいをもつて充実した暮らしができるためには女性が社会で活躍できるような社会経済の構造改革が必要であるとして、2003年4月に「女性のチャレンジ支援策」をまとめ、さまざまな分野における女性のチャレンジを推進しています。

・ 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

2004年6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の改正が行われ、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令制度の拡充、市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施や被害者の自立支援の明確化等が盛り込まれました。また、都道府県は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、基本計画を定めることが義務付けられました。

・ その他

市町村合併により、地域社会は大きく変わろうとしています。男女共同参画のねらいである社会システムの見直しについても、この機をチャンスとして生かすことで、大きく進展することが望めます。

また、国では、2004年6月に「男女共同参画社会の将来像検討会報告書」をまとめ、2020年頃を目指とした、将来目指すべき姿としての男女共同参画社会の具体像を示しています。

このような状況を踏まえたうえで、三重県男女共同参画基本計画の着実な推進に努めていきます。

1 第二次実施計画策定の趣旨

（1）基本計画の着実な推進

第二次実施計画は、三重県男女共同参画基本計画を着実に推進するため第一次実施計画に引き続き作成するものであり、期間を定めて、施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、できるだけ具体的な事業を掲げます。

（2）目標の設定

第二次実施計画では、できるだけわかりやすく、具体的な目標を設定します。

また、参考資料として、男女共同参画の現状を表すデータを示します。

2 実施計画の期間

計画の期間は、2005年度（平成17年度）から2006年度（平成18年度）までの2年間とします。

県の総合計画「県民しあわせプラン」戦略計画との整合をはかりながら、推進します。

3 重点的に取り組む事項

男女共同参画に関する施策の推進にあたって、第二次実施計画期間においては、次の事項を重点的に進めます。

(1) 男女共同参画意識の普及と学習機会の充実

男女共同参画に関する意識の普及については、一定程度浸透しつつあるものの、まだ、十分ではなく、様々な誤解や曲解があることも事実です。

このため、市町村やNPO等と協働しながら、様々な機会を捉え意識の普及に努めるとともに、誤解等を防ぐため、考え方を整理し、男女共同参画に関する調査研究や教材開発を行います。

(2) 男女共同参画の視点で進める地域づくりの推進

各地域における男女共同参画を推進するためには、住民が主体的に実施する地域特性を生かした取組への支援が必要です。

そのため、住民、市町村、県等で構成する男女共同参画の具体的な地域づくりを進める組織を地域ごとに設置し、取組への支援を行うことで、誰もが主役となって参画・協働できる地域社会づくりを進めます。

(3) 地域における主体的・自立的な取組の支援

市町村合併を契機として、地域住民が市町村と効果的に連携しながら男女共同参画を推進していくための環境づくり、条件整備が必要です。

そのため、地域において男女共同参画を推進する人材の育成・確保、市町村の円滑な事業展開に向けた支援を行います。

(4) ドメスティック・バイオレンスに対する相談、支援体制の整備

平成16年に県が実施したアンケート調査では、100人に約2人の割合で「配偶者や恋人から命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがある」と答えています。また、およそ2割の人が「配偶者や恋人から大声でどなられたり、暴言を吐かれたことがある」と答えています。

改正DV防止法の趣旨を踏まえつつ、DV防止の周知・啓発を行うとともに、相談や支援体制の整備・充実に努めます。

あわせて、地域や市町村におけるDV防止の取組促進に向けた支援を行います。

(5) 市町村との連携強化と事業者に向けての働きかけ

男女共同参画を推進するためには、事業者の皆さんとの主体的な活動と市町村の取組が不可欠です。

そのため、県は、市町村の自主性を尊重しながら、計画策定、研修や事業の実施などを積極的に支援するとともに、協働で取り組みます。

また、事業者による積極的な男女共同参画の地域づくりへの参画を呼びかけるとともに、「次世代育成支援対策推進法」等に基づく事業者の取組に対して、男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行います。

(6) 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画を推進するためには、社会のあらゆる分野における取組が必要で

あることから、総合行政で取り組みます。そのため、計画・実施・評価の各段階で、男女共同参画の視点により施策を推進するしくみを検討するとともに、県の施策・方針決定や実施にあたって、男女共同参画の視点が反映されるよう、職員の男女共同参画意識の醸成をはかります。

また、男女共同参画の職場づくりに率先実行で取り組みます。

留意事項

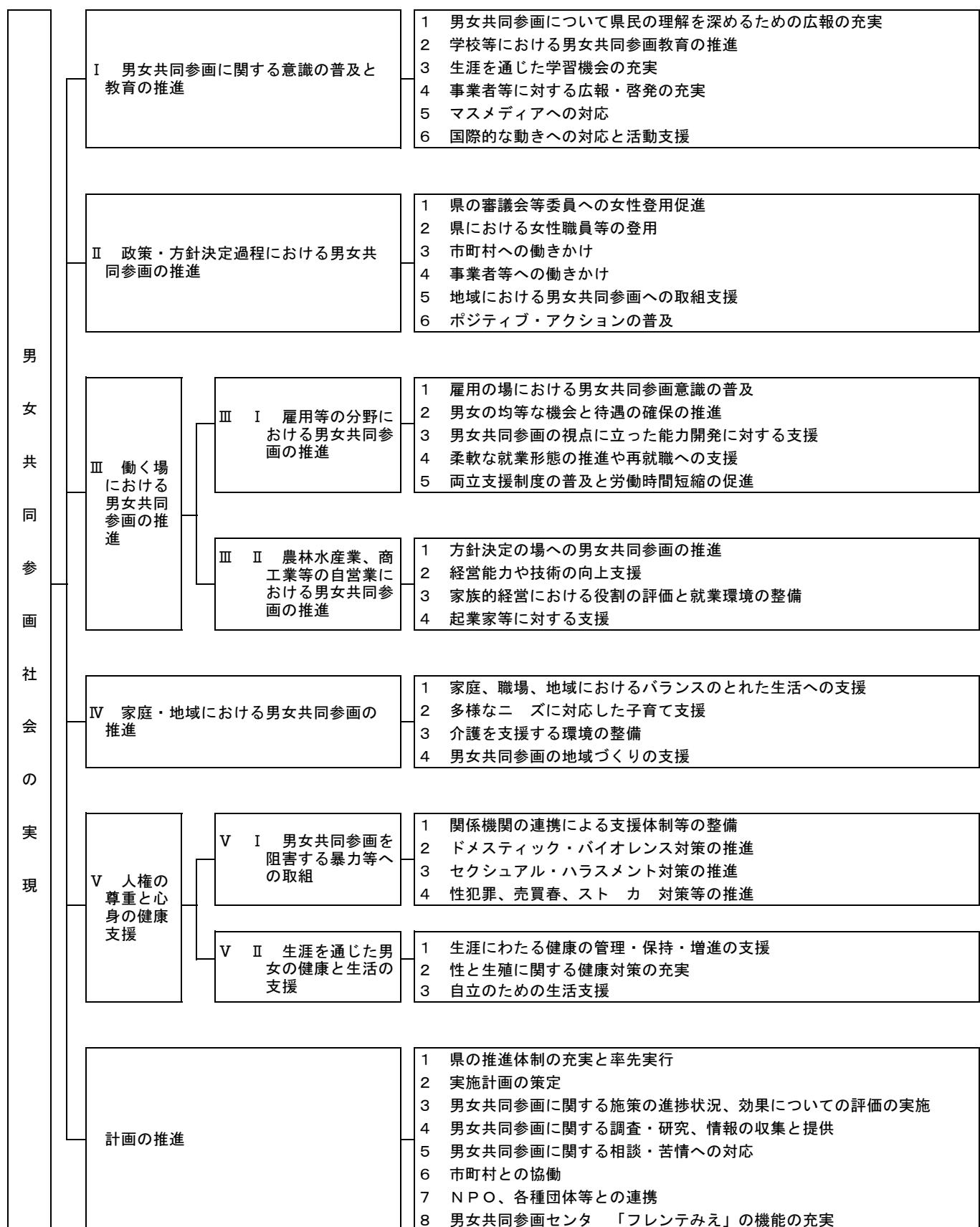
- ※ 第2章の各施策の方向における【基本計画の施策】には、既に事業が終了しているものが含まれます。
- ※ また、【第二次実施計画の事業】には、基本計画では想定されていなかった事業が含まれます。

三重県男女共同参画基本計画・実施計画の体系

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)



三重県男女共同参画基本計画と県民しあわせプラン戦略計画の相関図

三重県男女共同参画基本計画(2002年度～2010年度)

目 標	男女共同参画社会の実現
基本施策	
I	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
II	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
III-I	雇用等の分野における男女共同参画の推進
III-II	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
IV	家庭・地域における男女共同参画の推進
V-I	男女共同参画を阻害する暴力等への取組
V-II	生涯を通じた男女の健康と生活の支援
	計画の推進

県民しあわせプラン戦略計画(2004年度～2006年度)

施 策	男女共同参画社会の実現
112	男女共同参画社会の実現
基本事業	
11201	男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組の推進
11202	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
11203	家庭・職場・地域における男女共同参画の推進
11204	性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

第2章 施策の方向、施策及び実施事業

I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ NPO、各種団体、行政などによって県民の理解を深めるための多様な広報・啓発活動が展開され、人権意識、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- ・ 生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。
- ・ 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行が改善されています。

【家庭】

- ・ 家族が互いに尊重しあい、家族の一員として共に責任を担って、協力しあっています。
- ・ 子どもたちに対しては、人権尊重、男女平等意識に基づいて、家庭教育が行われています。

【働く場】

- ・ 男女共同参画に関する意識が普及し、性別による差別的取扱を受けることなく、個性と能力を生かして働くことができるようになっています。
- ・ 事業活動にあたって、男女共同参画への配慮が行われています。

【第一次実施計画の総括】

事業等を通じてのパンフレットの配付やフォーラム・講座・研修会の開催、啓発教材を使ったワークショップの開催など様々な広報・啓発活動を実施するとともに、アイリス21推進連携会議による県内各種団体との連携や地域における男女共同参画推進組織の設置など、県民各層に対する男女共同参画意識の普及に向けた取組を行いました。

また、男女共同参画についての理解を促進するため、積極的に出前トークに出かけ、男女共同参画について考える機会の提供に努めるとともに、学校教育の分野では、教職員用のリーフレットの作成・配付、男女共同参画の理解を深めるための研修に向けた取組を行いました。

その結果、男女共同参画意識普及度（性別による固定的な役割分担意識の一つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と思う人の割合）は60.0%（2003年度現在）となり、男女共同参画意識の進展がみられました。

一方で、男女共同参画推進の取組については、その理念や推進姿勢への誤解、用語の曖昧な使用に起因する誤解等がみられるため、推進する側の十分な能力開発と誤解を防ぐ方策の充実をはかる必要があります。

【第二次実施計画での取組方針】

男女共同参画について、啓発方針に基づき、きめ細かく、わかりやすい、具体的な内容の広報を展開するとともに、生涯を通じて男女共同参画について学習する機会の充実をはかり、県民が自ら考える機会を提供していきます。そのため、教材開発等により、さまざまな場面で男女共同参画意識の普及に取り組みやすくするとともに、県民への広報等の充実をはかります。

また、男女共同参画に関する国際的な取組等に関する情報収集に努め、県民への情報提供に取り組むとともに、県民が情報を選択したり、理解する能力を高めるため、インターネット等の新しいマスメディアへの対応を含め、メディア・リテラシーに関する学習機会の提供を行います。

あわせて、学校等における男女共同参画教育の推進については、教職員に対して、男女共同参画の基本理念についての研修を実施するとともに、教科等に男女共同参画の視点を位置づけ、児童生徒に男女共同参画についての理解を深める取組を推進します。また、保護者等に対しては、PTAの会合等を利用し、研修の機会を設けていきます。

【第二次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2006年度）
	(2003年度)	
男女共同参画意識普及度	60.0%	66.0%

・性別による固定的な役割分担意識の一つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と思う人の割合（県民意識基礎調査）

1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報の充実

男女平等、人権尊重の意識や男女共同参画意識の普及をはかるために、NPO、各種団体、市町村等と協働しながら、県民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。

また、男女の生き方等に影響を与えていたりする社会制度、慣習等について、自主的に点検、見直しなどが行われるよう、多様な媒体を通じた、わかりやすい広報・普及を行います。

【基本計画の施策】

- 広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等多様な媒体を活用し、男女共同参画意識の普及を行います。
- 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣習等の見直しを促進します。
- 性別による固定的役割分担にとらわれない男女の多様な生き方を社会に浸透させるため、県の広報表現のあり方について検討し、率先して取り組みます。
- 団体、企業、行政などからなる推進連携組織を通じて、男女共同参画社会づくりに向け、協働による取組を進めます。
- NPO等が行う男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動等を支援します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
	(2003年度)	
男女共同参画意識普及度	60.0%	66.0%

・性別による固定的な役割分担意識の一つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と思う人の割合（県民意識基礎調査）

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画推進について、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体への積極的な情報提供を行います。	生活部
○ 男女共同参画に関する基本的な考え方を整理するとともに、ビデオやパネル、パンフレット等各種啓発資料等を充実します。	生活部
○ 「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」、ラジオスポット等により、直接、県民に男女共同参画についての理解を促進するとともに、県民の男女共同参画に対するニーズを把握します。	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報コーナー、ホー	生活部

<p>ムページの充実、情報誌「フレンテ」の発行、ウェルカムセミナーの実施など情報提供機能を充実します。（第3章 8の再掲）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画週間（6月23日～6月29日）」「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～11月25日）」「人権週間（12月4日～12月10日）」「農山漁村女性の日（3月10日）」等、さまざまな機会を通じて広報活動を開展します。 	生活部 農水商工部ほか 全部局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民、N P O等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。（IV 1、IV 4、第3章 7、第3章 8） 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、6月を男女共同参画強調月間として、重点的に男女共同参画を啓発するため、さまざまな事業を実施します。（第3章 8の再掲） 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画推進員を配置して、地域情報を収集し、市町村、県、地域の活動団体、各種マスメディア等へ、それらの情報を提供することにより、情報収集力、発信力を強化します。（第3章 6の再掲） 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ ポスター、パンフレット、チラシなど県の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。 	全部局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象としたセミナー等を開催します。（I 3の再掲） 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 有識者、各種団体、行政等で構成する「アイリス21推進連携会議」（アイリスネットワーク）を通じて、男女共同参画に関する広報・普及活動を開展します。（I 4、III I 1、III II 1、第3章 7） 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において、県民、N P O、事業者、行政等による男女共同参画実践組織を設置し、地域特性を生かした事業を開展することにより、さまざまな課題に対する男女共同参画推進の取組を支援します。（IV 4の再掲） 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業等による積極的な男女共同参画の地域づくりへの参画を確保するため、標語等を設け、共同行動を実施します。（IV 4の再掲） 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、三重県人権センターを中心に、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を開展します。（V I 1） 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権や福祉分野のN P O等と協働して、幅広い年齢層から多数の参加を得て人権フォーラムを開催し、県民の人権尊重意識を高めます。（V I 1） 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民局単位で組織している広域人権まちづくり事業推進協議会を中心にして、市町村や団体と連携しながら、積極的に広域的な啓発活動を推進します。（V I 1） 	生活部

2 学校等における男女共同参画教育の推進

人権を尊重する意識や男女平等観をはぐくむとともに、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を行います。

また、主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行います。

【基本計画の施策】

- 教育や保育に携わる教職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう体系的な研修を計画的に実施します。
- 男女共同参画意識の普及に関する効果的な指導方法について、調査・検討を行います。
- 男女共同参画の視点に立った教育を推進するための教材を充実します。
- 子どもたちが、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことのないよう、指導や学校運営の点検・見直しを行います。
- 総合的な学習の時間等を活用し、自己のあり方や生き方について、児童、生徒が自ら考える機会を提供します。
- 男女が、家庭生活を営むために必要な知識、技術等を学習する家庭科教育を推進します。
- 生命の尊重、男女平等の視点に立って、性に関する教育を進めます。
- 学校行事、P T A活動などを活用して、保護者に対する男女共同参画意識の普及を進めます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合	(2004年度) 52.9%	70.0%

・校内において、リーフレット等を活用して男女共同参画の理解を深める研修を実施した学校の割合

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合	(2004年度) 76.0%	85.0%

・教科等の学習内容と男女共同参画の視点を関連させながら指導に取り組んだ学校の割合

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画に関する教育を進めていくために、総合教育センター等において、教職員を対象に研修を実施します。 初任者研修、教職経験者研修、I Tを活用した教職員研修 等	教育委員会
○ 児童・生徒向けの男女共同参画啓発資料等を作成し、各方面に活用を働きかけます。	生活部
○ 学校教育において、各教科や総合的な学習の時間等に男女共同参画の視点を位置付け、児童生徒に男女共同参画についての理解を深める教育を推進します。	教育委員会
○ 学校等において、男女共同参画の視点に立って、児童生徒の個性や能力	教育委員会

<p>を伸ばす教育を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 進路指導にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、幅広い情報収集・情報提供を行うとともに、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう指導します。 ○ 私立学校の教職員の人権、男女共同参画についての認識を深め、性別にとらわれない個性と能力を伸ばす教育の支援を行います。 ○ 家庭科の学習において、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性を認識させる教育を推進します。 ○ 学校等での研修の充実を図るとともに、PTAの会合等を利用して研修の機会を設け、児童生徒や教職員、保護者などの男女共同参画についての意識を高めます。 	<p>教育委員会 生活部 教育委員会 教育委員会</p>
---	--

3 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

また、社会的影響力の大きいリーダー的な立場にある者に対する研修や地域リーダーを養成するための研修を充実します。

【基本計画の施策】

- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と生涯学習機関が連携をはかり、男女共同参画の視点に立ち、多様なニーズに応じた学習機会を充実します。
- 公民館等社会教育施設の講座担当者に対し、研修を充実します。
- 誰もが学習活動に参加しやすいよう、託児サービス、休日・夜間開催など、参加者の立場に立った配慮を行います。
- トップセミナーの開催など社会のリーダー的な立場にある者を対象とした研修を充実します。
- 家庭における男女共同参画や家庭教育を推進するための研修や情報提供を充実します。
- 男女が社会のあらゆる分野における活動に主体的に参画することができるよう、エンパワメントの機会を拡充します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
県の支援による男女共同参画の学習機会の提供回数	(2003年度) 226回	260回

・県が支援する男女共同参画を学ぶ機会の提供回数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。 (第3章 8の再掲)	生活部
○ 県民、事業者、市町村等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。 (IV 4の再掲)	生活部
○ 住民等による講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を開発・提供し、住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。 (IV 4の再掲)	生活部
○ 社会教育主事等社会教育担当者を対象に、生涯学習の現代的課題（男女共同参画）についての研修会を開催します。	教育委員会
○ 各種講座等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすいような配慮を行うよう努めます。 (第3章 8)	生活部ほか 全部局
○ 社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象としたセミナー等を開催します。 (I 1、I 4、III I 1、III I 5)	生活部
○ 子育てやしつけなど、家庭教育についての意識啓発を行い、家庭の教育力の充実をはかります。 (IV 1)	教育委員会
○ 家庭教育等に関する専門的な知識や技能をもった指導者(いきいき親子サポート人材)を養成し、地域の教育力の活性化をはかります。	教育委員会
○ 家庭における父親の重要性、父親の家庭教育に関する課題などをさまざまな視点から取り上げ、父親の家庭教育への参加を促進します。 (IV 1)	教育委員会
○ 親が自信を持って子育てができるように、子どもとのコミュニケーション方法や子どもの能力の伸ばし方などを学習するためのプログラムを作成するとともに、地域子育て支援センター等でプログラムを活用した研修会を開催します。 (IV 2)	教育委員会
○ 子育て中の親と地域が一体となってさまざまな交流事業を実施するなど、子育てを支援していくためのネットワークづくりを進めます。	教育委員会
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画月間事業や男女共同参画フォーラムなど各種事業の企画・運営に携わる企画運営サポートを養成します。 (第3章 8の再掲)	生活部
○ 地域において、県民、N P O、事業者、行政等による男女共同参画実践組織を設置し、地域特性を生かした事業を展開する中で、それぞれの有している力が発揮できるよう、研修・実践の機会を提供します。	生活部

<ul style="list-style-type: none">○ 日本まんなか共和国男女共同参画サミットに県内活動団体等の派遣を行い、県内外における交流と連携を深め、男女共同参画の気運の醸成とリーダーの育成をはかります。 (第3章 7の再掲)	生活部
<ul style="list-style-type: none">○ 男女共同参画推進員を配置して、様々な情報を提供するとともに、研修機会を設け、地域において男女共同参画を推進する人材の育成を行います。 (II 5の再掲)	生活部

4 事業者等に対する広報・啓発の充実

事業活動における男女共同参画への配慮、働く場における男女共同参画の推進のために、経営者や管理職等を対象とした普及啓発を充実します。

【基本計画の施策】

- 男女雇用機会均等法など労働関係法規の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、職場における固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度、慣行などの解消に向けた啓発を行います。
 - 自主的な研修を促進するため、テキスト等研修資材を提供するなどの支援を行います。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
「三重の労働」等による情報提供件数	(2004年度) 17件	25件

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのため、シンポジウム、セミナー等を開催します。 (III I 1の再掲)	生活部
○ 雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」及びホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。 (II 6、III I 1)	生活部
○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。 (III I 2の再掲)	生活部
○ 事業者を対象に労働相談事例の紹介などを行い、職場における労使コミュニケーションの促進に努めます。 (II 4の再掲)	生活部
○ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのために積極的に取り組む企業を表彰し、その取組事例の普及を行います。 (II 4の再掲)	生活部

○ 地域において、職場における男女共同参画について考えるスクール等を開催します。 (III I 1の再掲)	生活部
○ パートタイム労働者及び事業主向けにセミナーを開催し、リーフレット等により普及啓発に努めます。 (III I 4の再掲)	生活部
○ 事業者(労務管理者)及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。 (III I 5の再掲)	生活部
○ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、啓発を行います。 また、行動計画に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行います。 (III I 5の再掲)	生活部
○ 有識者、各種団体、行政等で構成する「アイリス21推進連携会議」(アイリスネットワーク)を通じて、男女共同参画に関する広報・普及活動を展開します。 (I 1の再掲)	生活部
○ 社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象としたセミナー等を開催します。 (I 3の再掲)	生活部
○ 企業等による積極的な男女共同参画の地域づくりへの参画を確保するため、標語等を設け、共同行動を実施します。 (IV 4の再掲)	生活部
○ 県が製作した啓発ビデオや企業向けテキストの活用を働きかけるとともに、「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」等により企業の研修機会を支援します。 (III I 1)	生活部

5 マスメディアへの対応

県民の意識形成に大きな影響力を持つマスメディアに対し、人権尊重、男女共同参画意識の普及等について、理解と協力を求めていきます。

また、県民が情報を選択したり、理解する能力を高めるため、メディア・リテラシーに関する教育、学習機会を充実します。

【基本計画の施策】

- マスメディアに対して、人権の尊重や男女共同参画の視点に立った表現についての理解を求めるとともに、自主的な取組を促進します。
- 男女共同参画に関する県の事業などについて、積極的に情報提供を行います。
- 県民のメディア・リテラシーを高める教育、学習手法について、調査・検討を行い、実施します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
報道機関への情報提供件数	(2003年度) 49件	55件

- ・男女共同参画に関して報道機関へ情報提供を行った件数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ インターネット等の新しいマスメディアへの対応を含め、男女共同参画意識の普及や人権尊重等について、マスメディアに対して理解と協力を求めます。	生活部
○ 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対して、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行います。	生活部
○ 県民のメディア・リテラシーに関する学習を支援します。	生活部

6 國際的な動きへの対応と活動支援

男女共同参画については、国際社会における活動との協調が重要であることから、積極的に情報を収集、提供します。

また、男女共同参画の視点から国際交流、国際協力および在住外国人との共生をめざす活動を支援します。

【基本計画の施策】

- 男女共同参画に関する国際的な取組などについて、情報収集し、県民へ提供するとともに、県の施策に反映するよう努めます。
- N P O等による国際交流、国際協力および在住外国人との共生を進める活動を支援するとともに、担い手のエンパワメントを促進します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
国際交流等を行うボランティア団体数	(2003年度) 134団体	162団体

・在住外国人との共生社会づくり、国際交流・貢献などを活動内容とするボランティア団体数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 国連におけるさまざまな活動をはじめ、男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。 (第3章 4、第3章 8)	生活部
○ 男女共同参画に関する国内外先進地の調査研究に対する支援を行います。 (第3章 8)	生活部
○ 共生社会実現に向け、在住外国人が抱える課題のうち緊急性の高いものを中心に、その解決に向けた取組を地域住民、N P O、企業、市町村等との連携・協働により推進します。	生活部
○ N P O等による国際交流、国際協力、在住外国人との共生をめざす活動を支援します。	生活部
○ 国際交流、国際協力及び在住外国人との共生を進める活動等の担い手のエンパワメントを促進します。	生活部

II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- ・ 男女共同参画を阻害している制度や慣習が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。

【働く場】

- ・ 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

【第一次実施計画の総括】

県の審議会等への女性委員の登用率は、2004年6月1日現在で30.1%と初めて30%を上回りました。また、個々の審議会における男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮することを目的とした「男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱」を策定しました。

県における女性職員の登用については、「女性職員の多様な職務への配置」を人事異動方針の項目の一つに掲げることにより、登用方針を明確にし、キャリア形成の段階から多様な職域への積極的な配置による人材育成、マネジメントを含めた能力開発などに取り組みました。また、キャリアステージ研修やマイセルフ研修等を通じ職員の能力開発機会の充実を図るとともに県及び市町村の女性職員を対象に、マネジメント能力の向上を図る研修を実施しました。

事業者への働きかけとしては、シンポジウムやセミナー等の開催に加え、2002年度から企業表彰制度を設け、優良企業を表彰するとともに、取組事例を紹介することにより、取組の推進を図りました。

女性の登用については一定の進展があるものの、伸び悩みがみられます。また、市町村合併による議員定数の減が見込まれることから、市町村議会の女性議員や女性農業委員等が減少する懸念があります。

【第二次実施計画での取組方針】

男女共同参画社会を形成していくためには、政策・方針を決定する過程への男女の参画が不可欠です。

県の審議会等委員への女性登用促進については、個々の審議会等の登用状況について検証するとともに、停滞原因の解明などをを行い、それぞれに対策を講じる必要があります。特に、女性委員が参画していない審議会等にあっては、その改善に向け積極的な取組を行います。

また、県における女性職員の管理職への登用に向け、登用に至るまでの段階で能力開発を行い、人材育成に努めるとともに、労使協働の取組による意見交換等を通じて、女性が自己の才能をよりよく発揮できる職場環境を目指し、取組を行います。

さらに、市町村合併に伴う市町村議会議員や農業委員の選出にあたり、より一層の女性の参画を得るために、地域の女性リーダー等の育成・確保に向けた取組を行うとともに、政策・方針決定過程への女性登用の重要性を周知するための啓発を進めていきます。

【第二次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2006年度）
県議会・市町村議会における女性議員の割合	(2004年度) 8. 3 %	(2007年4月1日) 8. 6 %

1 県の審議会等委員への女性登用促進

県の施策・方針決定過程の場における男女共同参画を進めるため、審議会委員等へ積極的に女性を登用します。

また、女性の人材情報の整備とリーダーの育成を促進します。

【基本計画の施策】

- 男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱などを活用しつつ、女性委員の登用の促進をはかります。
- 委員構成の見直し、公募委員制の導入検討等、男女が参画しやすいしくみづくりを進めます。
- 女性リーダーの育成を促進するとともに、ネットワークづくりを支援します。
- 女性の人材情報の整備を行うとともに、その情報を提供します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の十分の四未満とならない審議会等の割合	(2004年度) 41.9%	52.5%

・県が設置している審議会等の委員構成において、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない審議会等の数が全審議会等数にしめる割合

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱等に基づき、県の審議会等への委員の選任にあたり、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮します。	全部局
○ 委員構成の見直し、公募委員の導入検討、推進団体等への働きかけなど男女が審議会等に参画しやすい仕組みづくりを進めます。	全部局
○ 審議会等委員に男女共同参画について理解を深めるための機会を提供します。	生活部ほか 全部局
○ 女性リーダーを養成し、エンパワメントを支援します。	生活部ほか 関係部局
○ 日本まんなか共和国男女共同参画サミットに県内活動団体等の派遣を行い、県内外における交流と連携を深め、男女共同参画の気運の醸成とリーダーの育成をはかります。（第3章 7の再掲）	生活部
○ 男女共同参画推進員を配置して、様々な情報を提供するとともに、研修機会を設け、地域において男女共同参画を推進する人材の育成を行います。（II 5の再掲）	生活部
○ 人材リストを整備充実し、活用をはかります。	生活部

2 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と能力主義を踏まえつつ、女性の採用・登用、職域の拡大を進めます。

そのため、能力開発の研修を計画的に実施するとともに、管理職等に対しては、人材育成のための研修を充実します。

【基本計画の施策】

- 女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。
- 多様な能力開発の研修を計画的に実施するほか、幅広い職務を経験できるような配置を行います。
- 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。
- 県の外郭団体等における女性職員の採用・登用・配置等について、積極的な取組を働きかけます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
室長以上の女性職員数	(2004年4月1日) 31人	(2007年4月1日) 50人

- ・知事部局における室長以上の女性職員数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。（第3章 1）	総務局
○ 教職員の管理職への登用にあたっては、公立小中学校及び県立学校教職員人事異動実施要領に基づき、女性の積極的な登用をはかります。	教育委員会
○ 人材育成方針に基づき、計画的な人材育成に努めるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。（第3章 1）	全部局
○ キャリアステージ研修、派遣研修、マネジメント研修、マイセルフ研修等、職員の能力開発機会を提供します。	総合企画局
○ 女性職員が自己の才能をよりよく發揮できる職場環境を目指し、労使協働の取組による意見交換等を行います。（第3章 1）	総務局ほか 全部局
○ 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。	総合企画局 総務局 生活部
○ 県の外郭団体等において、女性職員の採用・登用・配置に配慮がなされるよう働きかけます。	関係部局

3 市町村への働きかけ

市町村における施策・方針決定過程へ女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介などの支援を行います。

【基本計画の施策】

- 審議会等委員への男女共同参画の必要性について理解が進むよう、市町村へ働きかけます。
- 県および市町村の審議会等委員への女性の登用状況、登用促進策等について、情報を提供します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
審議会等女性委員登用促進策取組市町村の割合	(2004年度) 27.3%	50.0%

・登用目標の設定、登用促進要綱の運用等により、女性委員の登用促進に取り組んでいる市町村の割合

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 市町村における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、さまざまな機会を活用して、市町村との情報交換を行います。	生活部
○ 市町村長に対してインタビューを実施することにより、市町村長の男女共同参画への認識を深め、リーダーシップの発揮に向けた働きかけを行います。（第3章 6 の再掲）	生活部
○ 市町村における男女共同参画に関する職員研修等を支援します。	生活部
○ 市町村における審議会等委員への登用が進むよう、人材に関する情報を積極的に提供します。	生活部
○ 市町村における審議会等への女性の登用状況、登用促進のための取組を調査するとともに、情報提供を行います。	生活部
○ 男女共同参画推進員を配置して、様々な情報を提供するとともに、研修機会を設け、地域において男女共同参画を推進する人材の育成を行います。（II 5 の再掲）	生活部
○ 各農業委員会における女性農業委員の複数確保に向けて、市町村に対して働きかけを行います。（III II 1 の再掲）	生活部 農水商工部

4 事業者等への働きかけ

人権や男女平等の理念から、また、人材活用、経営の効率化等の観点から、男女共同参画および女性のエンパワメントが必要であることについて普及啓発を行い、事業者の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

【基本計画の施策】

- 事業者等に対する意識啓発を行い、男女共同参画に関する自主的な取組が進むよう働きかけます。
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の表彰、取組事例の紹介等を行います。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2004年度)	目標値(2006年度)
企業表彰数（累計）	7	11

- ・男女共同参画を進める優良企業として表彰された企業数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女が平等に個性や能力を發揮することができる職場づくりのため、シンポジウム、セミナー等を開催します。（III I 1の再掲）	生活部
○ 事業主向けのセミナーや「みえ出前トーク」、「フレンテトーク」等を通じて、女性の登用を働きかけます。	生活部
○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。（III I 2の再掲）	生活部
○ 事業者を対象に労働相談事例の紹介などを行い、職場における労使コミュニケーションの促進に努めます。（I 4）	生活部
○ 労使コミュニケーション診断を推進することで、企業の積極的な就労環境整備の意識づくりを行います。（III I 5の再掲）	生活部
○ ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、事例集を作成するなど普及を進めます。（II 6の再掲）	生活部
○ 男女が平等に個性や能力を发挥することができる職場づくりのために積極的に取り組む企業を表彰し、その取組事例の普及を行います。（I 4、II 6、III I 2）	生活部
○ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、啓発を行います。	生活部

<p>また、行動計画に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行います。 (III I 5の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札参加資格審査等において男女共同参画の取組状況を考慮する入札制度等の実施状況について、情報の収集に努めます。 (III I 2の再掲) 	生活部 出納局
--	------------

5 地域における男女共同参画への取組支援

男女が自らの意思により、地域活動に参画する気運づくりを進めるとともに、地域における共同参画を阻害している慣行の見直しを促進します。

また、生涯学習等を通じて、女性のエンパワメントを支援します。

【基本計画の施策】

- 男女が地域活動に共同参画する必要性や意義についての理解を深めるとともに、阻害要因となっている慣行の見直しが進むよう、関係機関やN P Oなどと連携をはかりながら、普及啓発を行います。
- 方針決定の場への参画に必要な知識や技術の修得、向上を支援します。
- 地域づくりなどに男女がともに参画できる機会を確保するよう努めるとともに、市町村、団体等に働きかけます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女共同参画の地域づくり活動への参画者数	(2003年度) 2,000人	3,000人

- ・「男女共同参画の視点で進める地域づくり事業」における地域づくり活動への参画者数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 地域において、県民、N P O、事業者、行政等による男女共同参画実践組織を設置し、地域特性を生かした事業を開拓することにより、さまざまな課題に対する男女共同参画推進の取組を支援します。 (IV 4の再掲)	生活部
○ 男女共同参画推進員を配置して、様々な情報を提供するとともに、研修機会を設け、地域において男女共同参画を推進する人材の育成を行います。 (I 3、II 1、II 3)	生活部
○ 日本まんなか共和国男女共同参画サミットに県内活動団体等の派遣を行い、県内外における交流と連携を深め、男女共同参画の気運の醸成リーダーの育成をはかります。 (第3章 7の再掲)	生活部
○ 県民、事業者、市町村等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。 (IV 4の再掲)	生活部

○ 住民等による講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を開発・提供し、住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。 (IV 4の再掲)	生活部
---	-----

6 ポジティブ・アクションの普及

あらゆる分野における方針決定の場への男女共同参画を促進するために、ポジティブ・アクションについて、市町村、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。

【基本計画の施策】

- ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、その結果を情報提供するなど、ポジティブ・アクションの理解と普及を進めます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
ポジティブ・アクション取組事例紹介件数 (累計)	(2004年度) 10	16

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、事例集を作成するなど普及を進めます。 (II 4、III I 2)	生活部
○ 男女が平等に個性や能力を發揮することができる職場づくりのために積極的に取り組む企業を表彰し、その取組事例の普及を行います。 (II 4の再掲)	生活部
○ 職場での男女共同参画に積極的に取り組むことで知事表彰を受賞した企業について、受賞後の取組状況に関する事例集を作成するなど、さらなる啓発を進めます。 (III I 2)	生活部
○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。 (III I 2の再掲)	生活部
○ 雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」及びホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。 (I 4の再掲)	生活部

III 働く場における男女共同参画の推進

III—I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ 家庭や地域を大切にする意識が浸透し、職業生活と家庭生活等のバランスを保つことができる環境の整備が進められています。
- ・ 男女共同参画の視点が社会に浸透し、企業等が主体的に男女共同参画に取り組むとともに社会的な評価を受けるようになっています。

【家庭】

- ・ 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活、職業生活その他の生活とのバランスがとれるような環境が整備されています。

【働く場】

- ・ 雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかかわりなく、能力開発、職務分担、処遇が行われています。
- ・ 多様な選択が可能になる柔軟な就業形態が広がっています。
- ・ 男女が、家庭や地域における活動を大切にしながら、働くことができるようになっています。

【第一次実施計画の総括】

職場における男女共同参画を積極的に推進する企業の取組を表彰する「男女がいきいきと働いている事業所」三重県知事表彰制度を創設し、公募制を取り入れ表彰制度の普及定着に向け取り組むとともに、その取組事例の発信を行いました。

事業者向けとして、ポジティブ・アクションや仕事と家庭の両立などのテーマで研修会を開催するとともに、次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、仕事と育児の両立に関する研修会を重点的に開催しました。

また、「家庭の日」の普及・啓発、ファミリー・サポート・センターの設置促進や労働時間の短縮についての啓発などの取組を行いました。

さらに、中小企業賃金等実態調査を実施し、女性の就業状況についても調査を行いました。その結果、企業等においては、女性を管理職に登用する企業割合が増加するとともに、ワークシェアリングやフレックスタイム制度など、多様な就業形態対応策を導入している企業割合が増加しつつあります。

しかし、常用労働者の所定内給与額は、女性が男性の64.0%（平成15年度賃金構造基本統計調査：三重県）であり、まだまだ男女の賃金格差が存在するなどの現状がみられます。今後、男女雇用機会均等法の実効性のある普及のため、企業等における男女共同参画の推進に向け一層の取組支援が必要です。

【第二次実施計画での取組方針】

雇用等の分野における男女共同参画意識の普及や均等な機会と待遇の確保を進めます。具体的には、職場での労使コミュニケーションを円滑に進めるためのシステムの研究や職場における男女共同参画実践プログラムを考える「働きがいのある職場づくりスクール」を開催します。また、各種セミナー等の開催にあたり、地域機関や国、民間団体等と積極的に連携してより一層の情報提供を行うとともに、開催場所等を検証し、地域での開催について検討を行います。

「男女がいきいきと働いている事業所」表彰にあたっては、企業自ら評価を行うことができる

自社チェック表を研究するとともに、表彰基準の見直しや受賞後の取組状況に関する事例集を作成することにより、さらなる啓発を進めます。

さらに、次世代育成支援対策推進法にもとづく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施を支援・促進するとともに、取組状況の周知・啓発等を進めます。

【第二次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2006年度）
	(2004年度)	
男女格差是正に取り組んでいる企業の割合	27.0%	34.7%

・雇用慣行や性別役割分担などが原因で男女労働者間に事実上生じている格差の是正を目的として行う措置に取り組んでいる企業の割合（三重県中小企業賃金等実態調査）

1 雇用の場における男女共同参画意識の普及

職場における男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法等の普及啓発を通じ、気運づくりを進めます。

【基本計画の施策】

- 職場における固定的な役割分担、性別による不公平な慣行等を改善するため、シンポジウムやセミナーを開催するなど普及啓発を行います。
特に、企業や労働組合などで指導的な立場にある人に対して、重点的な取組を行います。
- さまざまな分野で活躍する男女を紹介するなど、男女共同参画の気運づくりを進めます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
	(2004年度)	
事業者向け研修会等への参加事業所数	310	350

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象としたセミナー等を開催します。（I 3の再掲）	生活部
○ 有識者、各種団体、行政等で構成する「アイリス21推進連携会議」（アイリスネットワーク）を通じて、男女共同参画に関する広報・普及活動を展開します。（I 1の再掲）	生活部
○ 県が製作した啓発ビデオや企業向けテキストの活用を働きかけるとともに、「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」等により企業の研修機会を支援します。（I 4の再掲）	生活部
○ 情報誌「フレンテ」やホームページなどを活用し、働く場における男女共同参画の気運づくりを進めます。	生活部

○ 企業等による積極的な男女共同参画の地域づくりへの参画を確保するため、標語等を設け、共同行動を実施します。（IV-4の再掲）	生活部
○ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのため、シンポジウム、セミナー等を開催します。（I-4、II-4）	生活部
○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。（III-I-2の再掲）	生活部
○ パートタイム労働者及び事業主向けにセミナーを開催し、リーフレット等により普及啓発に努めます。（III-I-4の再掲）	生活部
○ 事業者（労務管理者）及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。（III-I-5の再掲）	生活部
○ 地域において、職場における男女共同参画について考えるスクール等を開催します。（I-4）	生活部
○ 新規学卒者に対し、雇用機会均等法や労働基準法をはじめとする各種法律や諸制度についての知識の習得と職業観の確立のための講座を開催します。	生活部
○ 雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」及びホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。（I-4の再掲）	生活部
○ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、啓発を行います。 また、行動計画に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行います。（III-I-5の再掲）	生活部
○ 入札参加資格審査等において男女共同参画の取組状況を考慮する入札制度等の実施状況について、情報の収集に努めます。（III-I-2の再掲）	生活部 出納局
○ 人権の視点から捉えた企業等の社会的責任について、三重県版のガイドラインを作成するための調査・研究等を行うとともに、企業等における社会的責任に関する取組を支援します。	生活部

2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進

企業等における男女共同参画への取組を促進するため、実態を把握するとともに、表彰、事例の紹介を通じて、支援を行います。

また、ポジティブ・アクションについて、理解の促進と普及をはかります。

【基本計画の施策】

- 企業等における男女共同参画への取組について、実態を把握するための調査を定期的に実施するとともに、評価システムについて、調査検討します。
- 男女共同参画を進めている企業等に対する表彰制度を通じて、企業の取組を支援します。
- 全国や県内の優良な事例を紹介するなど、企業に対する普及啓発を行います。
- ポジティブ・アクションについて、先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、情報提供するなど、理解と普及を進めます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
管理職に占める女性の割合（役員を除く）	(2004年度) 5.7%	10.0%

・管理職（部長相当職及び課長相当職）に占める女性の割合（三重県中小企業賃金等実態調査）

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。 (I-4、II-4、II-6、III-I-1、V-I-3)	生活部
○ 企業等における男女共同参画への取組の実態把握を行うために、定期的な調査を実施します。	生活部
○ 男女共同参画を推進する取組について企業自ら評価を行うことができる自社チェック表を研究し、企業の取組を支援します。	生活部
○ 男女が平等に個性や能力を發揮することができる職場づくりのために積極的に取り組む企業を表彰し、その取組事例の普及を行います。 (II-4の再掲)	生活部
○ 職場での男女共同参画に積極的に取り組んで知事表彰を受賞した企業について、受賞後の取組状況に関する事例集を作成するなど、さらなる啓発を進めます。 (II-6の再掲)	生活部
○ ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、事例集を作成するなど普及を進めます。 (II-6の再掲)	生活部
○ 入札参加資格審査等において男女共同参画の取組状況を考慮する入札制度等の実施状況について、情報の収集に努めます。 (II-4、III-I-1)	生活部 出納局

3 男女共同参画の視点に立った能力開発に対する支援

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、在職者および就職希望者に対する職業能力の開発と向上を支援します。

【基本計画の施策】

- 男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、社会情勢の変化やニーズに対応した職業能力開発に関する研修を充実するとともに、積極的に情報提供を行います。
- 事業者に対し、従業員の能力開発において、女性の参加機会が確保されるよう働きかけます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2003年度)	目標値(2006年度)
職業能力開発機会への女性参加率	33.3%	41.0%

・勤労者のうち、過去3年間に職業訓練（勤務する会社や教育訓練施設で受講したものなど）を受けたことがある女性の割合（県民意識基礎調査）

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 社会情勢の変化やニーズに対応した職業訓練の実施をすすめるとともに、関係機関と連携し積極的にPR活動を行います。	生活部
○ 事業主や管理者向けセミナー等の機会を通じて、女性の職業訓練機会が確保されるよう積極的に啓発活動を行います。	生活部

4 柔軟な就業形態の推進や再就職への支援

パートタイム労働者等の適切な待遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を進めます。

また、フレックス・タイム制度など柔軟な就業形態、情報通信機器を利用した新しい就業形態、再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムなどの調査・研究を行います。

【基本計画の施策】

- 関係機関との連携をはかりながら、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等の周知徹底をはかるとともに、賃金や労働時間等の労働条件の明確化を進めます。
- パートタイム就労希望者に対し、相談、情報提供、紹介などのサービスを提供します。
- 在宅勤務、S O H O 等新しい就業形態について、情報を提供するとともに、必要に応じてその実態を調査します。
- 関係機関と連携しながら、ワーク・シェアリング、フレックス・タイム制度、再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムの調査研究を行います。
- 県において柔軟な就業形態等の導入について検討を進めます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
柔軟な就業形態を導入している事業所の割合 ・在宅勤務、ワーク・シェアリング、フレックス・タイム制度等柔軟な就業形態を導入している事業所の割合	(2004年度) 31.1%	38.0%

・在宅勤務、ワーク・シェアリング、フレックス・タイム制度等柔軟な就業形態を導入している事業所の割合

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ パートタイム労働者及び事業主向けにセミナーを開催し、リーフレット等により普及啓発に努めます。（I 4、III I 1）	生活部
○ 企業に対するパート労働法等の周知・啓発及び募集・採用等に関する相談を行います。	生活部
○ パート相談センターにおいて、インターネット及び各種広報媒体を活用して利用を促進し、パート就業希望者の就職活動支援等の相談援助を行います。	生活部
○ パートタイム労働者や派遣労働者等の働きやすい職場環境づくりを推進するための労使コミュニケーション診断を普及させ、活用します。	生活部
○ 勤労者や事業主からの労働に関する相談窓口を設置し相談業務を行うとともに、再就職支援のためのトータルカウンセリングや労働・就職情報の提供を行います。	生活部
○ 多様な働き方を促進するため、ワークシェアリングなどの多様な働き方の導入状況等を把握し、企業と勤労者双方が実現可能な制度やシステム等の導入に向けた研究を行います。（III I 5）	生活部
○ 中高年齢の雇用対策について、再就職活動を支援する短期の職場実践訓練やキャリアカウンセリング、雇用関係情報の提供などの取組を重点的に進めます。	生活部
○ 若年者の雇用対策について、キャリア形成能力の向上を支援する取組を中心に、職業相談、雇用関係情報の提供、職業紹介等をワンストップで提供する「おしごと広場みえ」を拠点にきめ細かく対応していきます。	生活部
○ 関係団体等と連携しながら、若年未就職者を対象として、教育訓練から就職までを一貫して支援するシステムを整備・運営するとともに、若年求職者のキャリア形成をはかるための就職支援セミナーを実施し、円滑な就職に向けた支援を行います。	生活部
○ 県において、仕事と家庭の両立や次世代育成支援の視点に立ち、多様な勤務形態等の導入について検討を進めるため、労使協働の取組による意見交換を実施したり、次世代育成支援行動計画を計画的に推進します。 (第3章 1)	総務局

5 両立支援制度の普及と労働時間短縮の促進

男女が家庭や地域における生活を大切にし、育児・介護休業制度等とともに活用できるよう普及を進めるとともに、企業に対する支援を行います。

また、完全週休2日制の普及・定着など労働時間の短縮を促進します。

【基本計画の施策】

- 家庭や地域における生活の大切さについて、普及啓発を行います。
- 育児・介護休業制度など、職業生活と家庭生活の両立支援制度の普及に努めるとともに、企業等に対して男女が制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組むよう働きかけます。
- 労働時間の短縮に向けて、完全週休2日制の普及・定着、年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減等が、着実に進むよう啓発を行います。
- 再雇用制度について、先進事例を調査・検討し、モデルプランの作成などを通じて普及を促進します。
- 関係機関と連携しながら、事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金等両立を支援する制度の普及を促進します。
- 県が率先して労働時間の短縮を進めます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
積極的に就労環境の整備に取り組んでいる事業所数	(2004年度) 46事業所	175事業所

・厚生労働省が開発した「労使コミュニケーション診断」の活用を県が促進することなどにより、経営者が労働者の意見を反映させながら就労環境の整備に取り組んでいる県内事業所の数

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
年間総労働時間数	(2003年) 1,789時間	1,800時間以内

・事業所（事業所規模30人以上）における年間総労働時間数（毎月勤労統計調査）

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 事業者（労務管理者）及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。（I 4、III I 1、IV 1）	生活部
○ 家庭における生活を大切にするきっかけづくりのため、「家庭の日」の普及・啓発を行います。（IV 1の再掲）	生活部
○ 労使コミュニケーション診断を推進することで、企業の積極的な就労環境整備の意識づくりを行います。（II 4）	生活部
○ 仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの設置促進をはかるとともに、運営を支援します。（IV 1の再掲）	生活部

○ 就労等により、昼間、保護者がいない小学校低学年等に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）を運営する市町村を支援します。（IV 2の再掲）	健康福祉部
○ 子育てと仕事の両立支援や育児不安の解消のため、県内で普及が進んでいない延長保育、休日保育、一時保育の実施について、次世代育成支援対策の一環として、特別の支援を行うとともに、低年齢児保育、障害児保育について推進します。（IV 2の再掲）	健康福祉部
○ 社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象としたセミナー等を開催します。（I 3の再掲）	生活部
○ 労働時間短縮について啓発を行います。	生活部
○ 育児・介護休業期間中の生活安定を図るための必要な資金を貸し付けるとともに、育児・介護休業制度の利用促進をはかります。	生活部
○ 多様な働き方を促進するため、ワークシェアリングなどの多様な働き方の導入状況等を把握し、企業と勤労者双方が実現可能な制度やシステム等の導入に向けた研究を行います。（III I 4の再掲）	生活部
○ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、啓発を行います。 また、行動計画に男女共同参画の観点が反映されるよう働きかけを行います。（I 4、II 4、III I 1、IV 1）	生活部
○ 労働時間短縮を普及促進するため、県が率先実行で、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。（第3章 1）	総務局ほか 全部局

III-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ 固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。

【家庭】 【働く場】

- ・ 男女が性別にかかわらず、個性と能力を生かして役割を分担し、貢献に応じた正当な評価が行なわれています。

【第一次実施計画の総括】

農山漁村地域における女性の方針決定の場への参画を推進し、そのひとつとして農業委員会への女性登用について市町村長等へ直接働きかけを行いました。その結果、女性農業委員数が25人（2000年度）から80人（2003年度）へと一時は3倍以上の増加となりましたが、2004年度に市町村合併による総定数の減少と法改正に伴う選任委員定数の見直しにより、減少する結果となりました。

また、農山漁村での男女共同参画の推進者として、農村女性アドバイザー152名（2003年度）、漁村女性アドバイザー9名（2003年度）を認定しました。農村・漁村女性アドバイザーに対しては、研修会を開催し、地域のリーダーとしての資質向上への支援を実施しました。農村・漁村女性アドバイザーは農業委員を始め、県や市町村の審議会等の委員として登用がはかられています。

その他、地域参画セミナー等を通じて家族経営協定の締結推進、女性の生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、起業希望者に対する支援として女性起業家養成研修会を開催しました。

農山漁村地域では、改善されてきてはいるものの、依然として性別による固定的な役割分担意識が残っており、方針決定の場への参画は遅れている状況にあります。

【第二次実施計画での取組方針】

農山漁村地域における女性の方針決定の場への参画の推進について、市町村、関係機関と連携をとりながら環境づくりを行っていきます。特に農業委員については、1委員会あたり複数の女性の登用を推進していきます。

また、農山漁村女性のリーダーとして農村・漁村女性アドバイザーの認定・育成に取り組み、アドバイザーを核としての男女共同参画の推進をはかっていきます。

さらに、女性の経営への参画や資産形成を促進するため、生産や経営に関する研修会を開催するほか、家族経営協定の締結や起業への支援を行います。なお、農林水産関係の説明会や研修会については、男女がともに参加できるよう、テーマの設定や開催時間等について配慮を行います。

商工業等の分野における男女共同参画の推進については、商工団体の女性部等が行う、リーダーの養成、経営参画、起業の促進などの取組の支援を行います。

【第二次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2006年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	(2003年度) 1. 16人 (80人／69市町村)	2人以上

1 方針決定の場への男女共同参画の推進

男女共同参画意識の普及啓発を進めるとともに、参画を妨げる地域の慣行の見直しを進めます。また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実します。

【基本計画の施策】

- 地域社会において男女共同参画が実現できるように、地域の慣行の見直し、意識の醸成を促進するような普及啓発を実施します。
- 農山漁村におけるパートナーシップ指標に定められた農村、漁村女性アドバイザーの育成、家族経営協定推進モデル農家数、農業委員への女性登用等の目標達成に向けて取組を進めます。
- 市町村、関係団体に対して、方針決定の場へ女性の登用が進むよう働きかけや支援を行います。
- 女性が方針決定の場へ参画する意識を高めるとともに、経営能力の向上をはかるための研修を行います。
- 女性リーダーを養成するとともに、交流、連携、ネットワークづくり等の支援や相談体制の充実をはかります。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	(2003年度) 1. 16人 (80人／69市町村)	2人以上

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 地域における男女の固定的役割分担意識や慣習の見直しを促進するため、普及・啓発を行います。	生活部 農水商工部
○ 有識者、各種団体、行政等で構成する「アイリス21推進連携会議」（アイリスネットワーク）を通じて、男女共同参画に関する広報・普及活動を展開します。（I 1の再掲）	生活部
○ 農山漁村男女共同参画推進会議を開催し、農山漁村女性の社会参画の推進方策を検討します。	農水商工部
○ 各農業委員会における女性農業委員の複数確保に向けて、市町村に対して働きかけを行います。（II 3）	生活部 農水商工部
○ 農業委員会や農業・漁業協同組合役員等への女性登用のための意識啓発を行います。	農水商工部
○ 市町村、関係機関等へ農村・漁村女性アドバイザーリスト制度の周知をはかるとともに、その活用を推進します。（III II 2の再掲）	農水商工部
○ 市町村や商工会等の関係団体に対し、方針決定の場への女性の登用が進	生活部

むよう働きかけます。	農水商工部
○ 男女共同参画意識の高揚と経営能力の向上をはかるため、農村・漁村女性アドバイザー研修を実施します。 (III II 2の再掲)	農水商工部
○ 農業、漁業に従事する女性等を対象に、女性の経営参画に向けた研修を実施します。 (III II 2の再掲)	農水商工部
○ 農山漁村女性団体間の交流・連携を進め、女性の社会参画を共通的な問題として提起します。	農水商工部
○ 商工団体の女性部会等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。 (III II 2の再掲)	農水商工部

2 経営能力や技術の向上支援

男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上をはかります。

【基本計画の施策】

- 女性の参画機会の確保に配慮しながら、生産や経営に関する知識や技術についての研修を計画的に実施します。
- 市町村や関係団体に対し、技術向上の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
農村女性アドバイザー数	(2003年度) 152人	176人

- ・農村地域において、男女共同参画の実現をはかる農村女性アドバイザーの認定数

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
漁村女性アドバイザー数	(2003年度) 9人	20人

- ・漁村地域において、男女共同参画の実現をはかる漁村女性アドバイザーの認定数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 農業、漁業に従事する女性等を対象に、女性の経営参画に向けた研修を実施します。（III II 1）	農水商工部
○ 男女共同参画意識の高揚と経営能力の向上をはかるため、農村・漁村女性アドバイザー研修を実施します。（III II 1）	農水商工部
○ 商工団体の女性部会等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。（III II 1、III II 4）	農水商工部
○ 農山漁村地域の女性リーダーとして農村・漁村女性アドバイザーを認定し、その知識や技術が活用できる機会を提供するよう努めます。	農水商工部
○ さまざまな研修を開催する際には、広く関係団体等にも参加を呼びかけ、エンパワメント機会のPRに努めます。	農水商工部
○ 市町村や関係団体に対し、生産や経営に関する技術向上の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。	農水商工部
○ 市町村、関係機関等へ農村・漁村女性アドバイザーリスト制度の周知をはかるとともに、その活用を推進します。（III II 1）	農水商工部

3 家族的経営における役割の評価と就業環境の整備

男女がその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような環境を整備します。

【基本計画の施策】

- 各構成員の役割分担や収益の分配方法、労働時間や休日等を明確にし、一人ひとりがその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の普及等必要な支援を行います。
- 酪農ヘルパー制度などの労働力補完システムの整備に努めます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
	(2003年度)	
家族経営協定締結農家数	120	200

- ・適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるための家族経営協定を締結した農家数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるため、農水商工部 家族経営協定の締結を推進します。	農水商工部
○ 適切な労働時間や休日の確保等就業環境を整備するため、酪農ヘルパー 制度の利用を促進します。	農水商工部
○ 関係団体等と連携しながら、商工業についても、家族的経営における役 割の評価と就業環境の整備について、啓発を行います。	農水商工部

4 起業家等に対する支援

男女の起業を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言などを行います。

【基本計画の施策】

- 起業家に対する各種支援制度を充実するとともに、情報提供を行います。
- 団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。
- 起業をめざす人びとに対して、情報提供、研修機会を充実します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2003年度)	目標値(2006年度)
女性起業数	20 経営体	30 経営体

- ・農林水産業に関する女性起業数（売上げ300万円以上）

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 企業のベンチャー的活動が活発に行われるよう、企業の成長段階に応じた支援を継続的に行っていくとともに、ベンチャー企業が実績・信用力に欠けるために販路を拡大できないなどのボトルネックを克服するための取組を行います。	農水商工部
○ 団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。	生活部 農水商工部
○ 商工団体の女性部会等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。（III II 2の再掲）	農水商工部
○ 農山漁村の女性が起業しやすいよう支援するとともに、取組事例の紹介や各種支援制度の情報提供を行います。	農水商工部

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。

【家庭】

- ・ 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、職業その他の活動とバランスのとれた生活を営んでいます。
- ・ 男女が、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。

【働く場】

- ・ 男女が共に家庭や地域生活を大切にするという意識が浸透し、多様な働き方ができる職場環境が整っています。

【第一次実施計画の総括】

ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターの設置について、実施主体である市町村に働きかけを行った結果、各市町村における取組が進みました。

また、地域における家庭教育支援のため、家庭教育フォーラムや家庭教育講座、いきいき親子サポート人材養成講座を開催しました。

介護保険制度については、制度の普及・啓発により、要介護認定者は4年間で倍増しており、県民への制度の周知がはかられてきています。

男女が共に参画し、住民が相互に助け合うことができる地域づくりを支援するため、各生活創造圏ごとに県民、NPO、市町村等からなる実践組織を設置したところ、ミニ講座の開催、地域の慣習・慣行についての調査、料理・木工教室、作品展、朗読劇、ワークショップなど、地域の特性に応じた様々な取組がみられました。

しかし、県が平成15年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、家事や平日の日中の幼児や高齢者の世話について、依然として女性に偏っていることが表れており、家庭・職場・地域における男女共同参画の推進のため、男女がともに働き方を見直し、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護を行える環境づくりに取り組むことが必要です。

【第二次実施計画での取組方針】

仕事と家庭の両立のため、多様な働き方を実現できるよう、具体的な取組事例等を情報発信することにより啓発を進めます。また同時に、社会全体で子育てを支えていく仕組みづくりを進め、安心して子どもを生み育てられると実感できるような環境整備をはかるため、次世代育成支援行動計画の周知と着実な実施に向けた取組を行います。

多様なニーズに対応し、延長保育、一時保育等の保育サービスを充実するとともに、地域の実情を勘案しながら、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブの設置等を一層推進します。

また、親子が自由に集い交流や学習できる場の提供などの充実をはかり、子育ての孤立化を防ぐとともに、市町村と連携し、子育て支援関係者のネットワークづくりを進めていきます。

さらに、将来親となる高校生の子育てに対する理解を深めるため、子育て体験講座を実施します。

高齢者介護については、在宅介護支援センターや市町村社会福祉協議会、市町村高齢者福祉窓口等で連携をはかりながら、介護支援、権利擁護相談等について対応していきます。

【第二次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2006年度）
地域で男女共同参画を主体的に推進する人材・団体数	(2003年度) 861人・団体	1,000人・団体

・県男女共同参画センターに登録している個人・団体や、農村・漁村女性アドバイザーなど、地域で主体的に男女共同参画を推進する人材等の数

1 家庭、職場、地域におけるバランスのとれた生活への支援

家族を構成する男女が、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、それぞれの選択により、家庭、職場、地域などにおいてバランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

【基本計画の施策】

- 家庭や地域における生活の大切さについて、「家庭の日」等を通じて、社会的気運を高めるよう普及啓発を行います。
- 男女が、子育て、介護、家事等の家庭における活動について、家族の一員として相互に協力しながら、責任を果たす意識及び社会全体で支援する意識を高めるため、啓発を行います。
また、学校教育、生涯学習を通じた取組を進めます。
- 育児・介護休業制度の普及啓発を進めます。
- 育児や介護等に関する各種サービスについての相談、情報提供を充実します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
ファミリー・サポート・センターの活動件数	(2004年度) 10,200件	16,500件

・育児や介護の援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員とする相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの活動件数

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女共同参画センター「フレンテみえ」が実施する事業への男性参加率	(2004年度) 27.0%	30.0%

・男女共同参画フォーラム基調講演における男性の参加率

【第二次実施計画の実施事業】

事業内容等	担当部局
○ 家庭における生活を大切にするきっかけづくりのため、「家庭の日」の普及・啓発を行います。 (III I 5)	生活部
○ 家庭や地域における生活の大切さについて、フォーラムの開催、パンフレットの作成等を通じて普及・啓発を行います。	生活部
○ 県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。 (I 1の再掲)	生活部

○ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容や周知方法等を検討し、男性参加者の増加のため、積極的な取組を行います。 (IV 4、計 8)	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。 (第3章 8の再掲)	生活部
○ 事業者(労務管理者)及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。 (III I 5の再掲)	生活部
○ 県民、事業者、市町村等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。 (IV 4の再掲)	教育委員会
○ 子育てやしつけなど、家庭教育についての意識啓発を行い、家庭の教育力の充実をはかります。 (I 3の再掲)	教育委員会
○ 家庭における父親の重要性、父親の家庭教育に関する課題などをさまざまな視点から取り上げ、父親の家庭教育への参加を促進します。 (I 3の再掲)	教育委員会
○ 地域において、子育て支援のための研修講座を開催します。	教育委員会
○ 将来親となる高校生の子育てに対する理解を深めるため、モデル校を指定し、子育て体験講座を実施します。	教育委員会
○ 仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの設置促進をはかるとともに、運営を支援します。 (III I 5、IV 2)	生活部
○ 家庭教育、子育て、いじめ、子ども自身の悩み等について休日・夜間にも対応する総合電話相談を実施します。 (IV 2再掲)	健康福祉部
○ 総合教育センターに相談窓口を設置し、保護者や保育士、幼稚園教員等を対象に、幼児の心やからだの問題等にかかる教育相談に対応します。 (IV 2の再掲)	教育委員会
○ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、啓発を行います。 また、行動計画に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行います。 (III I 5の再掲)	生活部

2 多様なニーズに対応した子育て支援

子育てに関する相談・支援体制を整備するとともに、ニーズに対応した多様な保育サービスを充実します。

また、地域に密着した多目的に利用できる子育て支援施設の整備を促進します。

【基本計画の施策】

- 地域子育て支援センター等において、育児に関する相談指導、情報提供、子育てサークルへの支援などを行います。
- 電話による家庭教育・子育て・いじめ・子ども自身の悩み等についての相談を充実します。
- 多様なニーズに対応できるよう施設整備を進めるとともに、低年齢児保育、延長保育、一時的保育、休日保育、病気回復期保育等、多様な保育サービスの充実を促進します。
- 放課後児童クラブの開設、運営に対する支援を行うとともに、指導員に対する研修を充実します。
- 地域における子育ての相互扶助活動として行われるファミリー・サポート・センターの設置を促進します。
- 地域における青少年健全育成活動を推進します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
地域子育て支援センター設置市町村割合	(2003年度) 60.6%	100%

・地域における子育て支援の拠点として指定された「地域子育て支援センター」の数

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
子育て支援人材育成講座の受講修了者数	(2003年度)	225人

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 地域における子育て支援の中核となる地域子育て支援センターの未設置市町村の設置促進をはかり、子育て家庭の交流、相談事業活動を行う市町村を支援します。	健康福祉部
○ 地域子育て支援センターの機能が十分発揮できるよう、人材の育成、情報収集・発信、地域子育て支援センター間の知識や技術の交流促進などをを行う、子育て情報交流センターの活動を充実します。	健康福祉部
○ 親が自信を持って子育てができるように、子どもとのコミュニケーション方法や子どもの能力の伸ばし方などを学習するためのプログラムを作成するとともに、地域子育て支援センター等でプログラムを活用した研修会を開催します。 (I 3の再掲)	教育委員会
○ 家庭教育、子育て、いじめ、子ども自身の悩み等について休日・夜間にも対応する総合電話相談を実施します。 (IV 1)	健康福祉部

○ 市町村が行う子育て、児童相談について、その相談体制等を支援します。また、児童相談所は心理学的検査、精神医学上の判定など専門的な支援を行います。	健康福祉部
○ 産科と地域保健の連携方策の検討をはじめとして、市町村が行う母子保健事業が適切に実施できるよう、健やか親子支援事業を通じ、市町村間の連絡調整、技術的助言に努めます。 (V II 2 の再掲)	健康福祉部
○ 児童の権利を守るため、児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を行います。 (V I 1 の再掲)	健康福祉部
○ 総合教育センターに相談窓口を設置し、保護者や保育士、幼稚園教員等を対象に、幼児の心やからだの問題等にかかる教育相談に対応します。 (IV 1)	教育委員会
○ 障害のある乳幼児、児童生徒及び保護者に対して、早期から一貫した支援を行うことができるよう、地域のネットワークづくりを推進する市町村を支援します。	教育委員会
○ 子育てと仕事の両立支援や育児不安の解消のため、県内で普及が進んでいない延長保育、休日保育、一時保育の実施について、次世代育成支援対策の一環として、特別の支援を行うとともに、低年齢児保育、障害児保育について推進します。 (III I 5)	健康福祉部
○ 幼稚園の教育時間終了後も園児が幼稚園内で過ごすことができる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対して、助成を行います。	生活部
○ 就労等により、昼間、保護者がいない小学校低学年等に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）を運営する市町村を支援します。 (III I 5)	健康福祉部
○ 仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの設置促進をはかるとともに、運営を支援します。 (IV 1 の再掲)	生活部
○ 地域ぐるみで中学生の職場体験活動を実施し、生徒の「生きる力」を育むとともに、「地域の子どもは地域で育てる」という気運を高めます。	生活部
○ 地域において、大学生世代の青少年が様々な青少年健全育成活動に参加できる機会づくりとその活動支援を行うことにより、参加する青少年が自らの社会性等を高め、その感性を生かした効果的な育成活動が展開できる環境づくりに取り組みます。	生活部

3 介護を支援する環境の整備

介護保険制度の普及啓発と着実な運用を行うとともに、介護に関するサービスの情報提供や相談・支援体制の整備を促進します。

【基本計画の施策】

- 介護保険制度、介護サービス、各種施設等の情報を積極的に提供します。
- 介護についての県民からの相談に的確に対応するとともに、市町村が行う相談・苦情への対応を支援します。
- 介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた家庭で生活できるよう在宅サービスを充実するとともに、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等、関連施設の整備を推進します。
- 介護サービスの質の向上のため、専門職員の人材確保と研修の充実を支援します。
- 市町村に設置されている在宅介護支援センターを中心に、介護知識や介護技術の普及をはかります。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
在宅介護サービス利用率 在宅介護サービス利用率	(2002年度) 56.6%	59.0%

・介護を必要とされている高齢者等のうち、在宅介護サービスを利用して在宅での生活をおくっている高齢者等の割合（介護保険事業状況報告）

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
重度要介護認定者率 重度要介護認定者率	(2002年度) 39.7%	39.2%

・要介護認定者における重度要介護認定者の割合（介護保険事業状況報告）
・現在の推計では2006年度（平成18年度）の重度要介護認定者の出現割合は41.2%の見込みとなつており、介護保険制度の円滑な運営により、これを目標値まで抑えるというもの。

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 介護サービス提供事業者、介護保険施設等、介護に関する情報をインターネットを通じて提供します。	健康福祉部
○ 「三重県高齢者保健福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」を見直し、市町村等の意見を反映した2006年度からの新しい計画を策定します。	健康福祉部
○ 第2期三重県介護保険事業支援計画（平成15～19年度）着実な推進に努めるとともに、介護サービスの基盤整備を進めます。（V II 3）	健康福祉部
○ 質の高い介護サービスを増やすために、介護サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を促進します。	健康福祉部
○ 高齢者総合相談センターにおいて、高齢者が抱える各種の心配ごと、悩	健康福祉部

みごと等の相談を実施します。	
○ 高齢者介護の地域支援について、相談・苦情・支援の窓口となる地域包括支援センター（仮称）の設置を検討します。	健康福祉部
○ 三重県国民健康保険団体連合会等により、介護に対する相談に対応するとともに、苦情処理マニュアルを活用して、市町村が行う相談・苦情処理に対する支援を行います。	健康福祉部
○ 老人入所施設及び利用施設を整備し、施設福祉、在宅福祉を推進します。	健康福祉部
○ 県、市町村および地域の福祉施設等によるネットワークを作り、保健・福祉・医療の効果的なサービスの検討や事業の立案等を行います。	健康福祉部
○ 真に施設サービスを必要とする高齢者のため、社会福祉法人等が行う個室・ユニットケア型の特別養護老人ホーム整備を重点的に支援します。	健康福祉部
○ 家庭環境等の理由により自宅で生活が困難な高齢者のための軽費老人ホーム、養護老人ホーム等の運営を支援します。	健康福祉部
○ 高齢者ができる限り在宅で暮らせるよう、福祉機器の給付、住宅改造等の支援を行います。	健康福祉部
○ 介護支援専門員（ケアマネージャー）を養成するため、介護支援専門員受講試験及び実務研修を実施します。	健康福祉部
○ 介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員に対する研修や支援を充実します。	健康福祉部
○ 訪問介護員（ホームヘルパー）の資質の向上及び適正な人材確保をはかり、在宅サービスの中心となる訪問介護サービスを充実します。	健康福祉部
○ 介護サービスの質の向上をはかるため、訪問介護員等の研修、身体拘束廃止の推進等を行います。	健康福祉部
○ 利用者視点に立った質の高い高齢者福祉サービス（例：ユニットケアなど）を提供できる人材の確保と環境整備を進めます。	健康福祉部
○ 地域における高齢者虐待の防止を支援するために市町村職員、民生委員等の研修及び事例検討会等を実施します。	健康福祉部
○ 要介護状態になることを予防するために、介護予防教室や生活習慣病予防のための運動指導等を促進します。	健康福祉部
○ 市町村が実施する「介護予防・地域支え合い事業」等の高齢者福祉サービスを支援します。	健康福祉部

4 男女共同参画の地域づくりの支援

男女が共に参画し、住民が相互に助け合うことができる地域づくりを支援するとともに、NPO、ボランティア等の活動を支援します。

【基本計画の施策】

- 男女が共に地域づくりに参画していくための普及啓発を行うとともに、男女共同参画を阻害する要因となっている慣行の見直しを促進します。
- 男女が、多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーシートの設置などソフト・ハード両面での環境整備を促進します。
- NPO、ボランティア等による男女共同参画の地域づくりを支援します。
- NPO、ボランティア活動についての情報提供、相談、研修等を行います。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
地域で男女共同参画を主体的に推進する人材・団体数	(2003年度) 861人・団体	1,000人・団体

・県男女共同参画センターに登録している個人・団体や、農村・漁村女性アドバイザーなど、地域で主体的に男女共同参画を推進する人材等の数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。（I 1の再掲）	生活部
○ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容や周知方法等を検討し、男性参加者の増加のため、積極的な取組を行います。（IV 1の再掲）	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。（第3章 8の再掲）	生活部
○ 県民、事業者、市町村等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。（I 3、II 5、IV 1、第3章 7、第3章 8）	生活部
○ 男女が多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーシートの設置など、ソフト・ハード両面での環境整備を促進します。	生活部ほか 全部局
○ 地域において、県民、NPO、事業者、行政等による男女共同参画実践組織を設置し、地域特性を生かした事業を展開することにより、さまざまな課題に対する男女共同参画推進の取組を支援します。（I 1、II 5、第3章 6、第3章 7）	生活部

○ 企業等による積極的な男女共同参画の地域づくりへの参画を確保するため、標語等を設け、共同行動を実施します。 (I 1、I 4、III I 1)	生活部
○ 住民等による講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を開発・提供し、住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。 (I 3、II 5)	生活部
○ 多様な活動主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。 (第3章 7、第3章 8)	生活部
○ 地域住民が自ら参画し、一人ひとりが尊重されるまちづくりの視点に立った地域課題を解消するための、N P O、自治会、住民などで構成する活動組織による取組を支援します。 (第3章 7)	生活部
○ みえ市民活動ボランティアセンターの機能の充実や市民活動に関する情報誌・ホームページの充実等により県民の主体的な社会参画活動の活発化、多種・多様化を支援・促進します。	生活部
○ ユニバーサルデザインのまちづくりについてリーダー的な役割を果たせる人材を養成するため、ユニバーサルデザインアドバイザー養成講座を県内各地で開催します。	健康福祉部
○ 県民の誰もが、いつでも、どこでも、ボランティア活動に参加できるよう、県及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターの機能強化を促進します。	健康福祉部
○ 県民へのユニバーサルデザインの理念の普及と活動の地域展開をはかるため、市町村との連携強化、養成したユニバーサルデザインアドバイザーによるN P O団体等の自立支援、学校における取組等を進めます。 (V II 3 の再掲)	健康福祉部

V 人権の尊重と心身の健康支援

V—I 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ 人権が尊重され、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントを許さないという意識が浸透しています。また、相談・支援体制が整備されています。

【家庭】

- ・ 家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。

【働く場】

- ・ セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

【第一次実施計画の総括】

DV防止法の趣旨や制度内容の周知、被害実態、DV加害者更生プログラムの紹介等を内容としたセミナーを開催し、DVが犯罪行為であり許されないとの意識の浸透をはかり、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行うとともに、DV被害者のケアや予防策として、県内各地で自己尊重・自己主張トレーニングを実施しました。

さらに、県域で1つ、地域（県民局単位）で9つのDV防止ネットワークを設立し、関係機関の連携強化や啓発活動等を実施するとともに、婦人相談員の配置など、相談・援助体制の整備をはかりました。また、県内の相談機関による、「相談機関ネットワーク担当者会議」、「配偶者からの暴力防止等連絡会議」等を開催し、関係機関相互の情報共有、連携に努めました。

セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー対策等について、関係機関が連携して相談や啓発等の取組を行いました。

しかし、県が平成15年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、DVを受けた経験については、「命の危険を感じるくらいの暴行を受ける」は1.9%の人が経験があると回答し、「大声でどなられたり、暴言を吐かれる」は20.9%の人が経験があると回答しているのに対し、DVを誰かに打ち明けたり、相談した経験の有無については、50.8%の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、更なる情報提供、意識啓発が必要であるといえます。

【第二次実施計画での取組方針】

関係機関が連携し、引き続きDV防止セミナー等を開催することにより、DV防止法の趣旨や制度内容の浸透、DVに対する正しい理解の促進をはかるとともに、相談体制や窓口の周知に努めます。

また、改正DV防止法が施行されることに伴い、三重県におけるDV防止に関する基本計画を作成します。

DV被害者の自立支援にむけては、関係機関との連携を強化するための会議、研修等を開催します。特に、市町村において配偶者暴力相談支援センターの機能を担えることとなったことから、市町村におけるDV対策が促進されるよう支援していきます。

さらに、DV対応指導者養成セミナーを開催し、地域で身近な支援者を養成するとともに、民間シェルター等支援団体の設置に向けた取組を強化していきます。

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、虐待等あらゆる暴力及び人権侵害は、男女共同参画を阻害するものであるため、相談、援助体制を整備するとともに、啓発、研修、人権教育を

より一層推進していきます。

【第二次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2006年度）
	(2003年度)	
市町村DV防止ネットワーク設置率	2.9%	100%

- ・DVの防止に関し、初期相談の実施や周知啓発などに市町村や関係機関が一体となって地域ぐるみで取り組む「市町村DV防止ネットワーク」の設置市町村の割合

1 関係機関の連携による支援体制等の整備

人権を尊重する意識、暴力を許さない意識の浸透をはかるため、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握し、必要な相談、援助体制を整備するとともに、啓発、研修を行います。

【基本計画の施策】

- 性別に基づく暴力や性的いやがらせについての実態を把握するため、調査を実施します。
- 相談機関相互の連携組織を設立するなど、相談、援助体制の整備をはかります。
- 民間相談機関との連携について調査検討します。
- 警察、地方自治体、法曹界、医療関係者等からなる犯罪被害者支援連絡協議会を活用し、相互に連携しながら、被害者に対する支援、援助を実施します。
- 相談機関及び関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次被害を防止するための研修を実施します。
- 各種広報手段を活用し、相談窓口や支援制度の広報を行います。
- 人権尊重、男女共同参画についての教育・啓発を推進するとともに、自己尊重講座等の研修の充実をはかります。
- 非暴力プログラムの調査研究を進め、暴力によらない自己表現能力の向上など、加害者に対する指導、援助を行います。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
	(2003年度)	
市町村DV防止ネットワーク設置率	2.9%	100%

- ・DVの防止に関し、初期相談の実施や周知啓発などに市町村や関係機関が一体となって地域ぐるみで取り組む「市町村DV防止ネットワーク」の設置市町村の割合

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」等により、性別に基づく暴力や性的いやがらせの現状について調査します。	生活部
○ 女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法職員等により専門的	健康福祉部

<p>な技術支援を行います。</p> <p>また、男女共同参画センター等、他の相談機関等との連携を強化します。</p> <p>(V—I 2の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害に対応するため、女性相談所や県民局保健福祉部へ婦人相談員や心理療法担当職員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行います。 (V—I 2の再掲) ○ 女性相談所に配置されている精神科医師により、医学的診断やカウンセリングを実施します。 (V—I 2の再掲) ○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、電話相談・面接相談等を実施します。 (V—I 2) ○ DV被害の防止や被害者の保護に向けた取組を強化するため、「配偶者からの暴力防止等連絡会議」において、関係機関の連携強化や効果的な周知・啓発等の実施に努めます。 (V—I 2の再掲) ○ 各生活創造圏に「地域配偶者等暴力防止会議」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防止に努めます。 (V—I 2の再掲) ○ 市町村において配偶者暴力相談支援センターの機能を担えることとなったことから、市町村におけるDV対策が促進されるよう、会議、研修等を実施することにより市町村を支援します。 ○ DV防止の周知・啓発、相談や一時保護の実施、調査研究などについて、関係部局が特性を生かし、適正な役割分担をしながら総合行政として一体的な取組を進めます。 (V—I 2の再掲) ○ DV防止法に基づく基本計画の策定について、有識者からの意見やパブリックコメント等を参考として、関係機関と連携のうえ検討していきます。 (V—I 2の再掲) ○ 三重県相談窓口担当連絡会議の活性化をはかるなど、相談機関相互の連携、強化に努めます。 ○ 地域の取組を促進するため、DV防止リーダーの養成に向け、住民や関係機関、市町村職員等を対象としたDV対応指導者養成セミナーの開催および修了者への活動支援を行います。 (V—I 2の再掲) ○ 犯罪被害者支援連絡協議会において個別の課題に沿った具体的な研究・検討を行うなど、関係機関・団体相互の連携を強化し、被害者の多様なニーズを反映した支援、援助を実施します。 ○ 相談や支援に携わる職員の能力向上をはかるため、職場における研修を充実するとともに、各種研修会等への参加を促進し、専門知識・技術の修得に努めます。 <p>また、相談における二次被害の防止に向け、人権擁護関係と密接な連携</p>	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>警察本部</p> <p>健康福祉部</p> <p>警察本部</p> <p>警察本部</p> <p>警察本部</p> <p>生活部 健康福祉部 警察本部</p>
--	---

	をはかりながら、研修の充実に努めます。	
○	「人権週間（12月4日～12月10日）」や「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～11月25日）」をはじめ、さまざまな機会を通じた広報・啓発を行います。	生活部 健康福祉部 警察本部
○	各種広報誌やポスター、パンフレット等をはじめ、様々な媒体を活用して相談窓口の利用促進や各種支援制度に関する情報提供を行います。	生活部 健康福祉部 警察本部
○	D V防止セミナー等の開催を通じて、配偶者等親しい間柄の暴力も人権を侵害する犯罪行為であり、許されないとの意識の浸透をはかるとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。 (V I 2の再掲)	生活部
○	県警だより、ミニ広報誌等の警察広報媒体のほか、マスメディア等の各種広報媒体を活用し、相談窓口の紹介や利用促進、各種支援制度に関する情報提供など県民への啓発活動を積極的に行います。	警察本部
○	自分の現在の状況がD V被害にあっていていることに気づいていない人が気づくきっかけとともに、深刻なD V被害に陥るのを防止するために、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、被害者等の自立支援を目的とした、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。 (V I 2の再掲)	生活部
○	人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、三重県人権センターを中心に、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を開展します。 (I 1の再掲)	生活部
○	県民局単位で組織している広域人権まちづくり事業推進協議会を中心にして、市町村や団体と連携しながら、積極的に広域的な啓発活動を推進します。 (I 1の再掲)	生活部
○	人権や福祉分野のN P O等と協働して、幅広い年齢層から多数の参加を得て人権フォーラムを開催し、県民の人権尊重意識を高めます。 (I 1の再掲)	生活部
○	三重県人権センターにおいて人権相談を実施するとともに、人権相談ネットワーク会議を設け、人権相談に係る意見、情報の交換や連絡調整などの連携をはかります。	生活部
○	地域住民の身近な人権相談に応じるとともに、行政の相談窓口へ適切に導くことができる民間の人権相談員を養成することにより、人権相談体制の充実をはかります。	生活部
○	県の各職場における人権研修の促進役となる、ファシリテーターを養成する研修を実施します。 (第3章 1の再掲)	生活部
○	若年男女間の暴力（いわゆるデートD V）やD V加害者の更生プログラ	生活部

ム等について調査・研究を行います。 (V I 2)	
○ DVと児童虐待への対応について、女性相談所と児童相談所の連携をより強化することにより、総合的に実施します。	健康福祉部
○ 児童の権利を守るため、児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を行います。 (IV 2)	健康福祉部
○ 「みえ少年総合相談」をはじめとした少年相談活動を推進するほか、関係機関・団体と連携し、児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する支援を行います。	警察本部

2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV防止法に基づいて、保健・福祉・医療・警察等の連携をはかりながら、総合的な取組を進めます。

また、市町村やNPOなどとの連携により、一時保護体制の整備充実をはかります。

【基本計画の施策】

- 女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談やカウンセリング、被害者およびその家族の一時保護、情報提供などの機能を充実強化します。
- 女性相談所、各県民局保健福祉部など関係機関相互の連携を強化しながら、被害者等の自立支援を行います。また、必要に応じて、一時保護、施設入所などの支援を行います。
- 医療機関、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関相互の通報連絡体制の整備を進めます。
- 相談機関の相互の調整をはかりながら、研修、情報交換等を行います。
- NPOとの連携を進める中で、被害者の保護等を行うシェルターの設置運営について、検討を行います。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
DV対応指導者養成セミナー（基礎コース） 修了者数（累計）	(2003年度)	120人

- ・地域の取組を促進するため、DV防止リーダーの養成に向けた住民等を対象としたDV対応指導者養成セミナーの修了者数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関に 対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法職員等により専門的 な技術支援を行います。 また、男女共同参画センター等、他の相談機関等との連携を強化します。 (V I 1)	健康福祉部
○ 女性相談所に配置されている精神科医師により、医学的診断やカウンセ リングを実施します。(V I 1、V I 4)	健康福祉部
○ 女性相談所において、配偶者による暴力などの被害者で宿所のない女性 を一時保護し、身柄の安全を確保します。	健康福祉部
○ 夜間等において緊急の保護を必要とする場合に、条件を満たした施設へ 一時保護を委託し、DV被害者等の安全を確保します。	健康福祉部
○ DV被害に対応するため、女性相談所や県民局保健福祉部へ婦人相談員 や心理療法担当職員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行 います。 (V I 1、V I 4)	健康福祉部
○ 女性相談所において一時保護された女性の安全性を向上するため、通報 システムを整備することにより、警備体制を強化します。	健康福祉部
○ DV被害者等の自立に向け、必要に応じて婦人保護施設への入所による 支援を行います。 また、被害者が県外へ移動する場合に、必要経費を支給します。	健康福祉部
○ DV被害の防止や被害者の保護に向けた取組を強化するため、「配偶者 からの暴力防止等連絡会議」において、関係機関の連携強化や効果的な周 知・啓発等の実施に努めます。 (V I 1)	健康福祉部
○ 各生活創造圏に「地域配偶者等暴力防止会議」を設置し、現場における 関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防 止に努めます。 (V I 1)	健康福祉部
○ 女性相談所、各県民局保健福祉部、各市町村など関係機関相互の連携を 強化しながら、被害者等の自立支援を行います。また、必要に応じて、一 時保護、施設入所などの支援を行います。	健康福祉部
○ 「配偶者からの暴力防止連絡会議」の活性化に努め、保護命令等に関する 情報交換を実施します。	警察本部
○ DV防止マニュアルを用いて県内の医師や病院に対する説明会を実施 するなど、周知啓発や通報の促進に努めます。	健康福祉部
○ 医療機関、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関相互の通報連	健康福祉部

絡体制の整備を進めます。	
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、電話相談・面接相談等を実施します。 (V—I 1の再掲)	生活部
○ 人権センターにおいて、人権侵害の観点から電話相談、面接相談、カウンセリングを行います。 (V—I 3)	生活部
○ 婦人相談員に対するDV専門研修を実施したり、他の相談機関や関係機関の相談員を対象に説明会や連携のための会議を開催します。	健康福祉部
○ 相談機関の相互の調整をはかりながら、研修、情報交換等を行います。	健康福祉部
○ DV防止法に基づく基本計画の策定について、有識者からの意見やパブリックコメント等を参考として、関係機関と連携のうえ検討していきます。 (V—I 1)	健康福祉部
○ 被害者の保護等を行うシェルターについて、NPO等との連携を図りつつ検討を行います。	健康福祉部
○ 地域の取組を促進するため、DV防止リーダーの養成に向け、住民や関係機関、市町村職員等を対象としたDV対応指導者養成セミナーの開催および修了者への活動支援を行います。 (V—I 1)	健康福祉部
○ DV防止セミナー等の開催を通じて、配偶者等親しい間柄の暴力も人権を侵害する犯罪行為であり、許されないとの意識の浸透をはかるとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。 (V—I 1)	生活部
○ 自分の現在の状況がDV被害にあっていていることに気づいていない人が気づくきっかけとともに、深刻なDV被害に陥るのを防止するために、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、被害者等の自立支援を目的とした、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。 (V—I 1、第3章 8)	生活部
○ 若年男女間の暴力（いわゆるデートDV）やDV加害者の更生プログラム等について調査・研究を行います。 (V—I 1の再掲)	生活部
○ DV防止の周知・啓発、相談や一時保護の実施、調査研究などについて、関係部局が特性を生かし、適正な役割分担をしながら総合行政として一体的な取組を進めます。 (V—I 1)	健康福祉部
○ 各種広報媒体（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）を通じ、DV被害の届出の必要性、被害の現状等を広報し、被害の未然防止に努めます。 参考：H16年対応票受理件数 490件	警察本部

3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止等の対策を促進します。

【基本計画の施策】

- セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという観点から、その防止について普及啓発を実施します。
- 事業者等に対して、改正雇用機会均等法の趣旨に基づく対応を適切に講じるよう、関係機関との連携をはかりながら、相談、指導、啓発を行います。
- 地域等、雇用の場以外でのセクシュアル・ハラスメントについての相談および支援体制を整備充実します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
セクシュアル・ハラスメント対策に取り組んでいる企業の割合	(2004年度) 52.7%	65.0%

・セクシュアル・ハラスメント対策（研修会、相談窓口の設置等）を実施している企業の割合

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止のため、普及啓発を行います。	生活部
○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。 (III I 2の再掲)	生活部
○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントについて、関係機関と連携し、研修などの情報提供を行います。	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、セクシュアル・ハラスメントに関する電話相談、面接相談を行います。	生活部
○ 人権センターにおいて、人権侵害の観点から電話相談、面接相談、カウンセリングを行います。(V I 2の再掲)	生活部
○ 勤労者からの労働に関する相談窓口を設置し相談業務を行います。	生活部
○ セクシュアル・ハラスメントを防止するために、パンフレット「セクシュアル・ハラスメントのない職場・学校をめざして」を職場等で活用するなど、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを行います。	教育委員会
○ 総合教育センターにおいて、児童生徒や教職員、保護者を対象としたセクシュアル・ハラスメントに関する教育相談を行います。	教育委員会

4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

男女共同参画を推進する観点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。

また、性犯罪、売買春、ストーカー等に対する取組を推進します。

【基本計画の施策】

- 「三重県青少年健全育成条例」等により有害な図書などを指定するとともに、関係業界の自主規制の促進をはかります。
- 市町村青少年補導センターなどの関係機関、団体、ボランティア等と連携協力しながら、性や暴力等の行為を誘発、助長する有害な環境の浄化活動を推進します。
- 被害者等に対する相談体制の整備を進めるとともに、防止対策の普及を推進します。
また、女性の相談員の設置など、被害者が相談しやすい体制の整備を進めます。
- ちかん等の路上犯罪を防止するため、街灯の設置など環境の整備に努めます。
- 売買春防止についての普及啓発活動を推進するとともに、相談等の支援を行います。
また、必要に応じ保護を行うとともに、指導や就職の援助などを行うことにより、更生、自立を支援します。
- 児童買春、児童ポルノに係る行為の防止に努め、被害児童の保護や支援を行います。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値 (2003年度)	目標値(2006年度)
青少年健全育成協力店数	838店舗	1,000店舗

・書店、コンビニ、カラオケボックス等で青少年を有害な情報や環境から保護することに積極的に協力いただく店として「協力店運動プレート」を掲示している店舗数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 三重県青少年健全育成条例に基づき、青少年にとって有害な興行、図書類、がん具類等の指定を行います。	生活部
○ 三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査員制度の効果的な運用により、有害環境の浄化をはかります。	生活部
○ 青少年補導センターなど地域の関係機関や関係者等と連携協力しながら、少年非行の未然防止のため、啓発活動等の実践活動を行います。	生活部
○ DV被害に対応するため、女性相談所や県民局保健福祉部へ婦人相談員や心理療法担当職員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行います。 (V-I-2の再掲)	健康福祉部
○ 女性相談所に配置されている精神科医師により、医学的診断やカウンセリングを実施します。 (V-I-2の再掲)	健康福祉部
○ 警察本部及び警察署に設置した警察安全相談室の充実と相談員の対応	警察本部

能力の向上に努めます。	
○ 警察本部に女性被害相談担当者及び女性被害相談電話を設置し、女性警察官が電話又は面接相談に応じることにより、性的犯罪に悩む女性被害者の心のケアに努めます。	警察本部
○ 警察本部及び警察署に「女性被害捜査員」を配置し弾力的な運用を行うとともに、各署刑事課に女性警察官を積極的に配置し、性犯罪被害発生時の迅速かつ的確な対応をはかります。	警察本部
○ 性犯罪被害による妊娠や性感染症等に対して不安を抱える被害者等に対して、適切な対処方法等に関する情報提供を行うとともに、警察と連携して被害者のケアに当たることができる警察医の紹介、女性警察官による病院への随行等を行い、被害者の動揺を和らげ、不安や悩みの払拭をサポートします。	警察本部
○ 各種広報媒体（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）を通じ、ストーカー被害の届け出の必要性、被害の現状等を広報し、被害の未然防止に努めます。	警察本部
○ ストーカー被害防止のための広報用小冊子を作成し、関係機関に配付します。	警察本部
○ 安全な公共空間を確保するため、「ミニスーパー防犯灯」の防犯システムを整備するほか、関係機関・団体等と連携し、防犯灯、街路灯等の設置を促進するセーフティライトアップ運動を進めます。	警察本部
○ 売春防止法に基づき、福祉制度の情報提供や相談助言を行うとともに、婦人保護施設への入所決定等により自立に向けた支援を行います。	健康福祉部
○ 児童買春による被害児童を児童相談所において保護し、相談や家庭環境の調整等による支援を行います。また、心理判定員や精神科医師による心のケアやカウンセリングを実施します。	健康福祉部
○ 児童買春事犯を誘引する出会い系サイト等の有害環境からの被害防止をはかるほか、少年の福祉や心身に有害な影響を与える犯罪に対する取締りを推進します。	警察本部

V-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・生涯にわたって健康で過ごすための支援、病気や介護が必要になったときの支援が充実しています。

【家庭】

- ・一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。

【働く場】

- ・職場において、働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。

【第一次実施計画の総括】

「三重県健康づくり推進条例」や「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくり施策を推進するため、市町村、企業、団体等関係機関を訪問し、協働先の開拓を行うとともに、健康づくりへの取組等が優良な企業・団体の公表制度を実施しました。

性と生殖に関する健康対策の充実については、女性産婦人科医師、助産師等による「性とからだ」に関する相談を実施するとともに、総合周産期母子医療センターを1か所、地域周産期母子医療センターを4か所指定し、周産期医療情報システムを整備しました。また、不妊に関するさまざまな相談や情報提供を行うため不妊専門相談センターを開設し、電話相談を実施しました。

自立のための生活支援については、高齢者や障害者等の自立を支援するため、公共的施設のバリアフリー化や、在宅介護支援センターの設置促進に向けた働きかけ等を実施しました。

【第二次実施計画での取組方針】

三重県健康づくり推進条例や「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、平成16年度に実施した県民健康実態調査の結果を受け、目標値を見直し、健康づくり施策を一層推進するため、栄養、運動、たばこなどの身近な課題や、食環境の整備、歯と口の健康づくり、こころの健康づくりなどに継続して取り組みます。

また、人格障害やひきこもりなどについて、相談支援体制のあり方を検討するとともに、地域の機関・人を支援するためのサポートセンターを設置する準備を行います。特に自殺については、こころの相談体制を整備するとともに、自殺予防の方策について検討を行います。

性と生殖に関する健康対策の充実については、不妊専門相談に関し、「不妊相談検討会」により、相談業務における問題点を検討するほか、医療機関等関係諸機関とのネットワーク体制について整備をはかっていきます。

さらに、自立のための生活支援について、高齢者、障害者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進するとともに、高齢者やひとり親家庭、障害者などに対する支援のより一層の充実に努めます。

【第二次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値 (2003年度)	目標値(2006年度)
健康と感じる人の割合	71.4%	76.0%

- ・日常において、健康な状態であると感じている人の割合（県民意識基礎調査）

1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供、支援を行います。

【基本計画の施策】

- 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、普及啓発、環境の整備などを市町村や関係団体、NPO等との協働により推進します。
- 非就労者や家族従業者の健康管理を促進するようなくみづくりについて検討します。
- 育児、介護、仕事等から生じるストレスに対して精神衛生面からの健康支援を充実します。
- 県民の多様化したスポーツニーズに応え、だれもが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
健康の保持、増進に心がけている人の割合	(2002年度) 83.6%	90.0%

・協働による健康づくり活動により、個人の取組にまで浸透したと考えられる割合。

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、普及啓発、環境の整備などを市町村や関係団体、NPO等との協働により推進するとともに、職場における健康づくりが推進されるよう、積極的な取組を行っている事業所を公表します。	健康福祉部
○ 県民健康意識調査、事業所等への調査等の結果を踏まえ、「ヘルシーピープルみえ・21」の中間評価を実施します。	健康福祉部
○ 市町村、事業所、学校、NPO、医師会等の関係機関に対し、健康づくり活動の協働体制を確立するための働きかけを積極的に行います。	健康福祉部
○ 健診精度の向上をはかるため、公衆衛生審議会健診精度管理部会による健診従事者への研修による資質の向上、健診データの集約及び精度管理を行います。	健康福祉部
○ 健康づくりに関する県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めた「三重県健康づくり推進条例」に基づき、各種事業を展開します。	健康福祉部
○ 栄養、運動、たばこなど、身近な課題や歯と口の健康づくり、こころの健康づくりなどに対して、より効果的な事業を実施します。	健康福祉部
○ 健康的な食生活を確立するため、地産地消の取組や幼児期からの適正な	健康福祉部

食育を進めます。	
○ 各市町村毎の地域特性や健康課題の把握が可能となるデータベースとして健康指標運用管理システムの開発や、生活習慣病予防のための情報提供などをさらに進めています。	健康福祉部
○ 県民がこころの健康づくりの重要性を認識し、自ら実践することができるようするため、こころの健康に関する啓発を行います。	健康福祉部
○ 身近なところでこころの健康づくりを支援できるよう、職域、学校、地域機関等と協働して、支援体制を整備するとともに、支援者であるリスペナーチの養成を積極的に行います。	健康福祉部
○ こころのケアネットワーク会議を開催し、関係機関の連携をはかるとともに、こころのケアサポートシステム構築をはかるための具体策を調査結果をもとに検討します。	健康福祉部
○ 職場や学校、地域で、こころの健康づくりに関する研修会を開催するなど指導者等の育成をはかります。	健康福祉部
○ 県立学校体育施設を開放し、スポーツの場を提供します。	教育委員会
○ 県民が、地域の拠点施設等で、複数の種目からなる総合型地域スポーツクラブに参加し、活動できるよう、その創設・運営等を支援します。	教育委員会
○ 県民が幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践できる場を提供し、生涯にわたり健康でいきいきしたスポーツライフを実現できるよう、「みえスポーツフェスティバル」を開催します。	教育委員会

2 性と生殖に関する健康対策の充実

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に配慮しつつ、性に関する正しい知識の教育、普及・啓発を行なうとともに、健康対策を充実します。

【基本計画の施策】

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報を収集し、県民に提供します。
- 児童・生徒の発育段階に応じて、性に関する正しい知識と理解を深めるための教育を実施します。
そのため、指導内容、方法等について教員に対する研修を充実します。
- 避妊、性感染症に対する知識の普及など、性に関する正しい情報の普及・啓発を進めます。
- 安全安心な妊娠・出産を確保するため、母子保健サービスの充実を支援するとともに、周産期医療体制の整備をはかります。
- 不妊による悩みに対するカウンセリングを実施するとともに、医療機関や治療法を選択することができるよう情報提供を充実します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
周産期医療施設から退院したハイリスク児へのフォローアップ割合	(2003年度) 83.9%	100%

・県が実施する周産期医療施設から退院したハイリスク児に対する退院後の健やかな成長をサポートするためのフォローアップの割合

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
不妊専門相談センター相談件数	(2003年度) 124件 (2003年10月からの件数)	300件

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報を収集し、情報誌「フレンテ」等を活用した情報提供を行います。	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、看護大学助産師等の協力を得て、女性のための健康相談を実施します。	生活部
○ 思春期の男女及びその保護者を対象に、市町村や学校等と連携をはかりながら、相談事業や健康教育事業（こころ、性、薬害等に関する講演会や体験学習等）を実施します。	健康福祉部
○ 「健やか親子いきいきプランみえ」に基づき、心身ともに発達が著しい思春期において、子どもが自ら健康管理ができるように、学校、家庭、地域等が連携して保健対策を強化するとともに、健康教育や健康相談活動の充実をはかります。	健康福祉部 教育委員会

○ 学校教育においては、各教科、領域で男女の問題を扱う学習を進めるなど、男女共同参画の意識を育みます。	教育委員会
○ 医療関係機関と連携し、エイズ及び性感染症についての研修、講座への教職員の参加を促します。	教育委員会
○ 文部科学省の中学生・高校生用エイズ教材の各学校における活用を推進します。	教育委員会
○ 「健やか親子いきいきプランみえ」に基づき、安全で安心して妊娠・出産できる環境をつくるとともに、妊産婦のメンタルヘルスや不妊相談等の支援をします。	健康福祉部
○ 妊娠から出産、乳幼児にいたるまで継続的な支援ができるよう、周産期医療ネットワークの構築による周産期医療体制の整備を進めます。	健康福祉部
○ 新生児を対象としたマス・スクリーニング検査、乳幼児、未熟児、思春期を対象とした専門的なサービスの提供、養育医療等を必要とする児童に対し、経費の負担等を行います。	健康福祉部
○ インターネットを利用した周産期医療情報ネットワークの構築により、産婦人科から基幹病院への母体・新生児の救急運搬を迅速に行います。	健康福祉部
○ 産婦人科、小児科、各県民局保健福祉部が連携し、ハイリスク児を長期的にフォローしていく体制を整備します。さらに、データを蓄積、分析することにより、周産期死亡等の予防対策に取り組みます。	健康福祉部
○ 産科と地域保健の連携方策の検討をはじめとして、市町村が行う母子保健事業が適切に実施できるよう、健やか親子支援事業を通じ、市町村間の連絡調整、技術的助言に努めます。（IV 2）	健康福祉部
○ 不妊に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊に関する相談や情報提供を行うとともに、平成16年度より開始した「特定不妊治療費助成事業」により、治療費の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。	健康福祉部
○ 不妊相談検討会を設置し、相談業務における問題点を検討するほか、医療機関等関係機関とのネットワーク体制について整備をはかります。	健康福祉部

3 自立のための生活支援

高齢者、障害者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進します。また、高齢者、母子・父子などのひとり親家庭、障害者などに対する支援を充実します。

【基本計画の施策】

- 県有施設のバリアフリー化を進めるとともに、県営住宅については、段差の解消や階段の手すり設置等高齢者等に配慮した住宅として整備します。
- バリアフリーに配慮した住宅の普及を促進するため、融資制度などの情報提供を行います。
- 高齢者や障害者の地域における交流拠点づくり、安否を確認する社会システムづくりの検討を行います。
また、交通機関や地域のバリアフリー化を促進します。
- 高齢者や障害者の就労支援を行うとともに、障害者本人や保護者からの相談体制を充実します。
- 年金制度の周知徹底をはかるとともに、加入促進のための啓発広報に努めます。
- 家計管理や生活設計等に関する情報を提供します。
- 母子・父子家庭に対して、相談指導体制の充実、医療費の助成などの生活支援を行います。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
	(2003年度)	
商業施設等でバリアフリー化された施設数	662施設	1,132施設

- ・「ハートビル法」により計画認定された施設数および「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」に基づく整備基準に適合した施設数

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
	(2003年度)	
障害者の雇用率	1.49%	1.6%

- ・56人以上の従業員を常用雇用している県内企業の従業員総数に占める障害者の割合

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 県有施設のバリアフリー化にあたっては、整備個所を絞り、重点的な整備を進めます。また、「ユニバーサルデザインのまちづくり」の実現に向け、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例について周知徹底をはかるとともに、駅舎や道路、商業施設など公共的施設の整備と連携を図り、面的・一体的な整備を進めます。	健康福祉部
○ 公営住宅ストック総合計画に基づき、県営住宅の建替を進めるとともに、既設県営住宅のバリアフリー化を行います。	国土整備部
○ 公営住宅の建替建設等において、「公営住宅等整備基準」に基づき、床段差の解消や手すり等の設置を行い、全ての人に配慮したバリアフリー仕様の住宅を整備します。	国土整備部

○ 各地域庁舎について、バリアフリー対策を実施するとともに、その他の県有施設についても、既存県有施設バリアフリー対策指針に基づき指導します。	総務局
○ 県立学校の施設について、時代のニーズにあったバリアフリー化などの改修工事を行います。	教育委員会
○ 住宅のバリアフリー化について、改修のアドバイザーを養成し人材バンクに登載することや情報提供を中心に促進します。	県土整備部
○ 高齢者向け、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅について、民間事業者に対して建設費等の支援を行う等、居住水準の向上をめざした公的住宅の供給を促進します。	県土整備部
○ 県民へのユニバーサルデザインの理念の普及と活動の地域展開をはかるため、市町村との連携強化、養成したユニバーサルデザインアドバイザーによるNPO団体等の自立支援、学校における取組等を進めます。 (IV 4)	健康福祉部
○ 高齢者総合相談センターにおいて、高齢者が抱える各種の心配ごと、悩みごと等の相談を実施します。	健康福祉部
○ 高齢者が健康で生きがいを持った生活をおくるため、老人クラブ活動への支援など各種事業の充実をはかるとともに、だれもが活動に参加できる環境づくりを行います。	健康福祉部
○ 介護サービス提供事業者、介護保険施設等、介護に関する情報をインターネットを通じて提供します。	健康福祉部
○ 第2期三重県介護保険事業支援計画（平成15～19年度）の着実な推進に努めるとともに、介護サービスの基盤整備を進めます。（IV 3の再掲）	健康福祉部
○ 在宅福祉を推進するために、その基盤となる住宅を改造し、障害者の暮らしやすい家づくりを促進し、介護者の負担を軽減します。	健康福祉部
○ 補装具の修理・交付、日常生活用具の給付等を実施する市町村に助成します。	健康福祉部
○ 在宅の障害児（者）に居宅生活支援（ホームヘルパーの派遣、デイサービス事業、短期入所事業）を実施する市町村に対し、支援費の助成を行います。	健康福祉部
○ 重症心身障害児（者）に日常生活動作、運動機能訓練、療育を行い、運動機能等の低下を防止し、在宅の福祉の増進をはかります。	健康福祉部
○ グループホームの設置を促進し、障害者が地域で生活ができるように環境整備をはかります。	健康福祉部
○ 在宅の重度障害（児）者に対して、浴槽、便器等を給付（一部貸与）し	健康福祉部

<p>自立に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身障害児のための通園事業を実施し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行い、自立に向けた支援を行います。 ○ 在宅の心身障害児（者）を介護している家族が疾病等によって介護が困難な場合に一時的に施設に保護します。 また、本人及び介護者が1週間程度入所して、日常動作訓練を行うとともに、家庭における療育方法の知識、技術を修得するなど、支援を行います。 ○ 人格障害や境界例、ひきこもりなど、問題が複雑で対応困難な事例を支援するための相談支援体制のあり方を検討するとともに、地域の機関・人を支援するためのサポートセンターをモデル的に設置します。 また、自殺について、こころの相談体制を整備するとともに、自殺予防の方策について検討を行います。 ○ 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な学習指導や自立支援を行うため、地域の福祉・医療等の関係機関との連携や保護者への窓口の役割を担う特別支援教育コーディネーターを育成します。 ○ シルバー人材センターに対する運営面への支援、未設置町村に対するシルバー人材センターの設置を促進し、定年退職後等における高年齢者の多様な就業ニーズに対応した就労の場を確保します。 ○ 三重労働局や（社）三重県障害者雇用促進協会と連携して障害者雇用に関する啓発を行うとともに、障害者多数雇用企業等の物品等調達優遇制度のPR及び普及啓発をはかり、障害者の雇用促進を進めます。 ○ 障害者等就職困難な者の就職を促進するため、雇用を目的とした職場適応訓練を民間企業に委託して実施し、雇用を促進します。 ○ 障害者を対象にIT（情報通信技術）に関する職業訓練を実施し、就業機会の確保を支援します。 ○ 障害者の地域での自立を支援すべく施設外授産の実施や新たな雇用の場の創出に向け、モデル的に県での職場実習等を行います。 ○ 福祉的就労の場である授産施設等の計画的な整備を促進するとともに、一般就労へと移行できるよう支援を行います。 ○ 県民やNPO、企業、行政からなる、障害者の自立支援組織の運営を支援するとともに、ITの活用により障害者の訓練や就労を促進します。 ○ 盲・聾・養護学校の生徒が、一般就労ができるように、一人ひとりの特性やライフプランに応じた職場実習の拡充に取り組みます。 また、地域の事業者、労働・福祉・教育の各関係機関のネットワークにより、円滑に就労できるよう支援します。 	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>教育委員会</p> <p>生活部</p> <p>生活部</p> <p>生活部</p> <p>生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>地域振興部</p> <p>教育委員会</p>
--	---

○ 家計管理や生活設計についての情報提供を行います。	生活部
○ 母子自立支援員を設置し、母子家庭の母及び寡婦等に対し、身上相談に応じ、自立に必要な支援を行います。	健康福祉部
○ 母子家庭および寡婦が安定した生活を営むことができるよう、必要な資金の貸付や相談等による支援を行うとともに、就労支援対策を実施し、自立の促進をはかります。	健康福祉部
○ 一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子家庭、父子家庭または寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護及び保育等を行います。	健康福祉部
○ 児童養護施設入所児童に対し、児童相談所と施設が協議しながら自立支援の視点に立った指導の充実をはかります。	健康福祉部
○ 児童養護施設、母子支援施設等に心理療法職員を配置し、入所児童等の心のケアを行います。	健康福祉部
○ ひとり親家庭及び父母のいない児童を扶養している家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進をはかるため、市町村が実施している医療費助成制度に対する補助を行います。	健康福祉部
○ 県営住宅の入居抽選にあたって、母子、高齢者世帯等について優先的取扱を行うことにより、生活の安定に対する支援を行います。	県土整備部

留意事項

- ※ 第2章の各施策の方向における【基本計画の施策】には、既に事業が終了しているものが含まれます。
 ※ また、【第二次実施計画の事業】には、基本計画では想定されていなかった事業が含まれます。

第3章 計画の推進

男女共同参画社会実現のためには、健康、福祉、教育、文化、産業、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。そのため、県の施策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させよう努めるとともに、2010年度の目標を共通認識とし、関係部門の連携により、総合的な取組を行うとともに、率先してポジティブ・アクションなどに取り組んでいきます。

また、市町村、事業者、各種団体やN P O、県民の皆さんの主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

【第一次実施計画の総括】

男女共同参画基本計画の着実な推進をはかるため、第一次実施計画を策定し、様々な取組を行いました。また、2003年度からは、県が実施する男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について三重県男女共同参画審議会による評価を実施するとともに、みえ政策推進システムにおける自己評価と合わせて年次報告書を作成・公表しました。

また、男女共同参画に関する調査研究を実施し、男女共同参画に関する意識調査や研修教材等の作成を行いました。

さらに、市町村と連携・協働して事業を実施し、市町村の取組を支援することにより、男女共同参画に関する条例や計画の策定に取り組む市町村が増えてきました。

男女共同参画センター「フレンテみえ」においては、相談体制の見直しやホームページのリニューアル等県民サービスの向上に努めました。

【第二次実施計画での取組方針】

県政運営の仕組みであるみえ行政経営体系の中で、総合行政により男女共同参画を推進しながら、その政策・施策についてふさわしい財源配分に努めるとともに、全施策が男女共同参画の視点により推進されるしくみを検討していきます。

また、男女共同参画の理念の浸透について県職員の意識調査を実施し、研修を行うとともに、三重県男女共同参画審議会による男女共同参画施策への評価・提言について、実施機関等へ周知徹底を図り、実施機関と連携しながら、男女共同参画の視点による事業の実施に努めます。

さらに、県民やN P O等各種団体、市町村等と連携して事業を実施することにより地域力の強化をはかるとともに、市町村における条例制定、計画策定、円滑な事業展開に向けた支援を行い、地域住民が市町村と効果的に連携しながら男女共同参画を推進していくための環境づくり、条件整備を進めています。

県の男女共同参画を進める拠点である男女共同参画センター「フレンテみえ」においては、情報提供、交流、人材育成支援、調査研究、相談機能などの専門性を高めるとともに、市町村との連携の強化をはかっています。

1 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。

さらに、県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めます。

【基本計画の施策】

- 知事を議長とする府内推進組織「三重県男女共同参画推進会議」を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 県民局において男女共同参画を進める体制を整備し、男女共同参画施策を効率的に実施します。
- 各部局において男女共同参画を重要な課題としてとらえ、男女共同参画に関する施策の進行管理等を行います。
- 県職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って各種施策の策定・実施にあたるため、体系的な研修を充実します。
- 女性職員の登用、職域拡大等を進めます。
- 育児休業や介護休業制度を取得しやすい環境整備を進めるとともに、S O H O や短時間労働等柔軟な雇用形態の導入について検討を進めます。
- セクシュアル・ハラスメントについて相談体制を充実するとともに、防止のための研修を実施します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
	(2004年度)	
男女共同参画研修等に参加した県職員数	580人	毎年1,600人

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 知事を議長とする「男女共同参画推進会議」をはじめとする府内推進組織を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。	生活部ほか 全部局
○ 県民局において男女共同参画を進める体制を整備し、市町村、N P O 等と協働して施策を効率的に実施します。	生活部ほか 全部局
○ 県が取り組む施策について、男女共同参画の視点で実施するため、理念の浸透をはかるとともに、全施策が男女共同参画の視点により推進されるしくみを検討します。	生活部
○ 県職員が、男女共同参画について理解を深めるとともに、人権尊重、男女共同参画の視点に立った施策の策定、実施にあたるため、体系的な研修を実施します。	生活部ほか 全部局
○ 県の各職場における人権研修の促進役となる、ファシリテーターを養成する研修を実施します。（V I 1）	生活部

○ 職員それぞれが男女共同参画の視点を持ち事業を実施するため、職員の意識調査を実施します。	生活部
○ 人材育成方針に基づき、計画的な人材育成に努めるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。 (II 2の再掲)	全部局
○ 女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。 (II 2の再掲)	総務局
○ 女性職員が自己の才能をよりよく発揮できる職場環境を目指し、労使協働の取組による意見交換等を行います。 (II 2の再掲)	総務局ほか 全部局
○ 労働時間短縮を普及促進するため、県が率先実行で、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。 (III I 5の再掲)	全部局
○ 県において、仕事と家庭の両立や次世代育成支援の視点に立ち、多様な勤務形態等の導入について検討を進めため、労使協働の取組による意見交換を実施したり、次世代育成支援行動計画を計画的に推進します。 (III I 4の再掲)	総務局
○ セクシャル・ハラスメントのない快適な職場を確保するため、防止に関する研修会を実施するとともに、相談員等による相談・助言を行います。	総務局
○ セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりのため、相談窓口を開設するとともに、研修会の開催などを行います。	教育委員会

2 実施計画の策定

男女共同参画基本計画の着実な推進をはかるため、実施計画を策定します。

【基本計画の施策】

- 施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、その計画的な推進をはかるため、期間を定めて実施計画を策定します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
実施計画の策定	—	—

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 第一次実施計画の目標項目及び事業内容等の見直しを行い、2005年度（平成17年度）から2006年度（平成18年度）までを期間とする第二次実施計画を策定し、施策の目標と事業を明らかにして基本計画の着実な実施と進行管理に努めます。	生活部

3 男女共同参画に関する施策の進捗状況、効果についての評価の実施

男女共同参画に関する施策の進捗状況について、報告書を作成し、公表します。

また、男女共同参画に関する施策を着実に実施するため、効果的な評価方法を検討し、実施します。

【基本計画の施策】

- 男女共同参画に関する施策の進捗状況を明らかにするため、三重県男女共同参画白書（仮称）を作成し、公表します。
- 男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について、「三重県男女共同参画審議会」において評価の方法等を検討し、実施します。
- 評価の結果を県民に公表し、今後の施策に反映させます。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
三重県男女共同参画年次報告の作成	毎年	毎年

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 三重県男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況や自己評価、審議会による評価・提言等を盛り込んだ「三重県男女共同参画年次報告」を作成し、公表します。	生活部
○ 男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について、みえ政策評価システムによる自己評価を実施するとともに、「三重県男女共同参画審議会」において評価・提言を実施します。	生活部
○ 男女共同参画施策に対する自己評価や事業実施概要、実施計画の目標値の達成状況等を公表し、県民からのパブリックコメントを募集します。 (第3章 5)	生活部
○ 三重県男女共同参画審議会による評価・提言について、取組方針を作成するとともに、実施機関等へ周知徹底をはかり、実施機関と連携しながら、今後の施策に反映します。	生活部

4 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的に実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供します。

【基本計画の施策】

- 男女共同参画に関する県民の意識や実態等を定期的に調査します。
- 国、都道府県、市町村、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等に提供します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女共同参画に関する調査研究件数	(2003年度) 8	(2003～2006年度の累計) 16

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画に関する県民の意識や生活について調査します。	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、調査・研究事業を実施するとともに、教材等を開発・提供します。 (第3章 8の再掲)	生活部
○ 国、都道府県、市町村、企業、団体等の情報を収集、整理し、多様な媒体、手法を活用して県民等に提供します。	生活部

○ 国連におけるさまざまな活動をはじめ、男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。（I 6の再掲）	生活部
--	-----

5 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

【基本計画の施策】

- 男女共同参画に関する県の施策について、相談・苦情窓口を明確にし、適切な対応を行います。
- 県民からの男女共同参画に関するさまざまな相談に応じる体制や機能について、現状を点検、整理し、充実をはかります。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女共同参画センター「フレンテみえ」における相談件数	(2003年度) 1, 650件	毎年1, 670件以上

・男女共同参画センター「フレンテみえ」で実施する、電話相談、面接相談、法律相談、女性のための健康相談、男性のための相談の利用件数の総数

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画に関する相談、苦情等について、生活部及び男女共同参画センター「フレンテみえ」等において適切な対応を行います。	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女のライフステージに生じるさまざまな問題について、電話や面接により相談に応じます。また、専門的相談として、弁護士、看護大学助産師等による相談を実施します。（第3章 8の再掲）	生活部
○ 男女共同参画施策に対する自己評価や事業実施概要、実施計画の目標値の達成状況等を公表し、県民からのパブリックコメントを募集します。（第3章 3の再掲）	生活部
○ 県における男女共同参画に関するさまざまな相談・苦情に対応する体制について点検、検討し、充実をはかるとともに、県民への広報に努めます。	生活部
○ 県民の声データベースシステムにより、県職員が県民からの意見の情報を共有するとともに、県民の意識を的確に把握し、施策に反映させるしくみづくりを促進します。 また、「みえ出前トーク」等、県民とのコミュニケーションの機会の確保に努め、広聴体制を充実します。	総合企画局

6 市町村との協働

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町村と協働とともに、情報提供などの支援を行います。

【基本計画の施策】

- 県と市町村との連携を強化し、男女共同参画の推進に協働して取り組みます。
- 男女共同参画に関する施策の充実および推進体制の整備について、市町村に働きかけます。
- 市町村の主体性に配慮しつつ、男女共同参画施策の推進、条例や計画策定等に対する支援を行います。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女共同参画基本計画を策定している市町村の割合	(2003年度) 22.7%	50.0%

- ・男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための計画を策定した市町村の割合

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女共同参画推進員による市町村等への地域情報の提供数	(2003年度) 50件	500件

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 市町村に対して、県における男女共同参画の現状や施策について情報を提供します。	生活部
○ 市町村における取組を、男女共同参画センター「フレンテみえ」の情報誌「フレンテ」やホームページ等を活用して紹介します。	生活部
○ 情報の共有をはかるため、市町村担当課長会議等を開催します。	生活部
○ 市町村の男女共同参画担当職員等を対象に、研修会を開催します。	生活部
○ 地域において、県民、N P O、事業者、行政等による男女共同参画実践組織を設置し、地域特性を生かした事業を展開することにより、さまざまな課題に対する男女共同参画推進の取組を支援します。（IV 4の再掲）	生活部
○ 地域において男女共同参画を推進する人材の育成・確保、市町村の円滑な事業展開に向けた支援を行います。	生活部
○ 市町村による住民等を対象とした講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を開発・提供することにより、市町村の積極的な取組への支援を行います。	生活部
○ 男女共同参画推進員を配置して、地域情報を収集し、市町村、県、地域	生活部

の活動団体、各種マスメディア等へ、それらの情報を提供することにより、情報収集力、発信力を強化します。 (I 1)	
○ 市町村長に対してインタビューを実施することにより、市町村長の男女共同参画への認識を深め、リーダーシップの発揮に向けた働きかけを行います。 (II 3)	生活部
○ 市町村の主体性に配慮しつつ、事業展開の方向、条例、計画策定、講座・啓発等事業実施等、男女共同参画の様々なことがらについて情報提供、講師派遣等の支援を行うとともに、県の持つノウハウの移転をはかります。	生活部

7 NPO、各種団体等との連携

県内各地で男女共同参画への取組が行われるよう、県民やNPO等の活動を支援するとともに、連携、協働を進めます。

【基本計画の施策】

- NPO、各種団体、グループ等の活動と相互の連携を支援します。
 - NPO、各種団体、グループ等と連携を強化し、協働で事業を実施します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女共同参画センター「フレンテみえ」登録団体数	(2005年2月1日) 143	170

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 多様な活動主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。 (IV 4 の再掲)	生活部
○ 県民、事業者、市町村等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。 (IV 4 の再掲)	生活部
○ 男女共同参画を含むすべてのN P O活動（ボランティア・市民活動）についての情報収集、活動への参加、ネットワークの構築等、市民活動が活性化するための側面的支援を行っていきます。	生活部
○ 地域住民が自ら参画し、一人ひとりが尊重されるまちづくりの視点に立った地域課題を解消するための、N P O、自治会、住民などで構成する活動組織による取組を支援します。 (IV 4 の再掲)	生活部

○ 県民、N P O等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。 (I 1の再掲)	生活部
○ 地域において、県民、N P O、事業者、行政等による男女共同参画実践組織を設置し、地域特性を生かした事業を展開することにより、さまざまな課題に対する男女共同参画推進の取組を支援します。 (IV 4の再掲)	生活部
○ 日本まんなか共和国男女共同参画サミットに県内活動団体等の派遣を行い、県内外における交流と連携を深めるとともに、男女共同参画の気運の醸成とリーダーの育成をはかります。 (I 3、II 1、II 5、第3章 8)	生活部
○ 有識者、各種団体、行政等で構成する「アイリス21推進連携会議」(アイリスネットワーク)を通じて、男女共同参画に関する広報・普及活動を展開します。 (I 1の再掲)	生活部
○ N P O等からの協働事業の提案を行政が受け止め、その実現に向け双方が協働で協議・調整を行う協働事業提案制度を運用するとともに、行政とN P O等が対話や意見交換を行うための場づくりを進めます。	生活部
○ 「新しい時代の公」の考え方にもとづき、県庁各部に対して、協働のルールや事業評価、N P O(ボランティア・市民活動団体等)からの協働事業提案を受けるしくみについての手法等を示します。	生活部
○ N P O等と行政が協働の質を高めながら、新たな役割分担を構築していくため、双方向で協働事業の評価を行う、協働事業評価システムの一層の充実とその浸透・定着をはかります。	生活部

8 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

男女共同参画を進める拠点として、情報提供、啓発、研修、交流、調査研究、相談等、男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能を充実します。

【基本計画の施策】

- 男女共同参画センターの役割、事業について検討を行い、県内全域を対象としたセンター機能を充実します。
- 情報ライブラリーを充実するとともに、ホームページ、広報誌等多様な媒体を利用した情報提供を進めます。
- 県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修・講座を実施します。
- NPO、各種団体、グループ等の活動を支援するとともに、交流機会や場の提供などネットワークづくりを支援します。
- 男女共同参画に関する調査研究を充実するとともに、NPO、各種団体等が行う調査研究活動を支援します。
- 相談事業の充実と各種相談機関との連携強化を進めます。
- NPO、企業、各種団体、グループとの協働を進めるとともに、国、市町村、関係機関との連携を強化します。

【第二次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女共同参画センター「フレンテみえ」ホームページへのアクセス件数	(2003年度) 14,348件	18,500件

【第二次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 先進的な取組を進める男女共同参画支援施設等の事業内容、運営手法等を調査研究します。	生活部
○ 情報コーナー、ホームページの充実、情報誌「フレンテ」の発行、ウェルカムセミナーの実施など情報提供機能を充実します。 (I 1)	生活部
○ 県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。 (I 1の再掲)	生活部
○ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容や周知方法等を検討し、男性参加者の増加のため、積極的な取組を行います。 (IV 1の再掲)	生活部
○ 6月を男女共同参画強調月間として、重点的に男女共同参画を啓発するため、さまざまな事業を実施します。 (I 1)	生活部
○ 男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。 (I 3、IV 1、IV 4) また、各種講座等の開催にあたっては、誰もが参加しやすいよう、託児	生活部

<p>サービス、休日・夜間開催等参加者の立場に立った配慮を行います。 (I 3の再掲)</p>	
<p>○ 各種事業における託児サービスを促進するため、託児ボランティアの育成を支援します。</p>	生活部
<p>○ 県民、事業者、市町村等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(IV 4の再掲)</p>	生活部
<p>○ 個人、N P O等の活動を支援するため、登録団体等への情報提供、活動の場の提供等の支援を行うとともに、登録制度のP Rに努めます。</p>	生活部
<p>○ 多様な活動主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。(IV 4の再掲)</p>	生活部
<p>○ 調査・研究事業を実施するとともに、教材等を開発・提供します。 (第3章 4)</p>	生活部
<p>○ 國際的な視野を持った地域のリーダーを養成するため、国内外先進地の調査研究に対する支援を行います。(I 6の再掲)</p>	生活部
<p>○ 国連におけるさまざまな活動をはじめ、男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。(I 6の再掲)</p>	生活部
<p>○ 男女のライフステージに生じるさまざまな問題について、電話や面接により相談に応じます。 また、専門的相談として、弁護士、看護大学助産師等による相談を実施します。(第3章 5)</p>	生活部
<p>○ 自分の現在の状況がD V被害にあっていていることに気づいていない人が気づくきっかけとするとともに、深刻なD V被害に陥るのを防止するために、被害者等の自立支援を目的とした、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。(V I 2の再掲)</p>	生活部
<p>○ 相談者の心情や精神状態に十分配慮した対応ができるように、相談員等に対する研修を実施します。</p>	生活部
<p>○ 男女共同参画月間事業や男女共同参画フォーラムなど各種事業の企画・運営に携わる企画運営サポーターを養成します。(I 3)</p>	生活部
<p>○ 日本まんなか共和国男女共同参画サミットに県内活動団体等の派遣を行い、県内外における交流と連携を深め、男女共同参画の気運の醸成とリーダーの育成をはかります。(第3章 7の再掲)</p>	生活部

第二次実施計画における指標及び目標一覧

第2章 施策の方向、施策及び実施事業

I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（2006年度）
◎男女共同参画意識普及度	(2003年度) 60.0%	66.0%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2006年度）
◎男女共同参画意識普及度	(2003年度) 60.0%	66.0%
男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合	(2004年度) 52.9%	70.0%
教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合	(2004年度) 76.0%	85.0%
◎県の支援による男女共同参画の学習機会の提供回数	(2003年度) 226回	260回
「三重の労働」等による情報提供件数	(2004年度) 17件	25件
報道機関への情報提供数	(2003年度) 49件	55件
◎国際交流等を行うボランティア団体数	(2003年度) 134団体	162団体

II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（2006年度）
県議会・市町村議会における女性議員の割合	(2004年度) 8.3%	(2007年4月1日) 8.6%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の十分の四未満とならない審議会等の割合	(2004年度) 41.9%	52.5%
室長以上の女性職員数	(2004年4月1日) 31人	(2007年4月1日) 50人
審議会等女性委員登用促進策取組市町村の割合	(2004年度) 27.3%	50.0%
企業表彰数（累計）	(2004年度) 7	11
◎男女共同参画の地域づくり活動への参画者数	(2003年度) 2,000人	3,000人
ポジティブ・アクション取組事例紹介件数（累計）	(2004年度) 10	16

III 働く場における男女共同参画の推進

III- I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（2006年度）
男女格差是正に取り組んでいる企業の割合	(2004年度) 27.0%	34.7%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2006年度）
事業者向け研修会等への参加事業所数	(2004年度) 310	350
管理職に占める女性の割合（役員を除く）	(2004年度) 5.7%	10.0%
職業能力開発機会への女性参加率	(2003年度) 33.3%	41.0%
柔軟な就業形態を導入している事業所の割合	(2004年度) 31.1%	38.0%
◎積極的に就労環境の整備に取り組んでいる事業所数	(2004年度) 46事業所	175事業所
年間総労働時間数	(2003年度) 1,789時間	1,800時間以内

III- II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（2006年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	(2003年度) 1.16人 (80人／69市町村)	2人以上

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2006年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	(2003年度) 1.16人 (80人／69市町村)	2人以上
農村女性アドバイザー数	(2003年度) 152人	176人
漁村女性アドバイザー数	(2003年度) 9人	20人
家族経営協定締結農家数	(2003年度) 120	200
女性起業数	(2003年度) 20経営体	30経営体

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（2006年度）
◎地域で男女共同参画を主体的に推進する人材・団体数	(2003年度) 861人・団体	1,000人・団体

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2006年度）
ファミリー・サポート・センターの活動件数	(2004年度) 10,200件	16,500件
男女共同参画センター「フレンテみえ」が実施する事業への男性参加率	(2004年度) 27.0%	30.0%
◎地域子育て支援センター設置市町村割合	(2003年度) 60.6%	100%
◎子育て支援人材育成講座の受講修了者数	(2003年度)	225人
◎在宅介護サービス利用率	(2002年度) 56.6%	59.0%
◎重度要介護認定者率	(2002年度) 39.7%	39.2%
◎地域で男女共同参画を主体的に推進する人材・団体数	(2003年度) 861人・団体	1,000人・団体

V 人権の尊重と心身の健康支援

V-I 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	現状値	目標値（2006年度）
◎市町村DV防止ネットワーク設置率	(2003年度) 2.9%	100%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2006年度）
◎市町村DV防止ネットワーク設置率	(2003年度) 2.9%	100%
◎DV対応指導者養成セミナー（基礎コース）修了者数（累計）		120人
セクシュアル・ハラスメント対策に取り組んでいる企業の割合	(2004年度) 52.7%	65.0%
青少年健全育成協力店数	(2003年度) 838店舗	1,000店舗

V-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	現状値	目標値（2006年度）
◎健康を感じる人の割合	(2003年度) 71.4%	76.0%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2006年度）
◎健康の保持、増進に心がけている人の割合	(2002年度) 83.6%	90.0%
周産期医療施設から退院したハイリスク児へのフォロー割合	(2003年度) 83.9%	100%
不妊専門相談センター相談件数 <small>(2003年10月からの件数)</small>	(2003年度) 124件	300件
◎商業施設等でバリアフリー化された施設数	(2003年度) 662施設	1,132施設
◎障害者の雇用率	(2003年度) 1.49%	1.6%

第3章 計画の推進

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2006年度）
男女共同参画研修等に参加した県職員数 <small>(2004年度)</small>	580人	毎年1,600人
実施計画の策定		
三重県男女共同参画年次報告の作成	毎年	毎年
男女共同参画に関する調査研究件数 <small>(2003年度)</small>	8件	16件
男女共同参画センター「フレンテみえ」における相談件数 <small>(2003年度)</small>	1,650件	毎年1,670件
◎男女共同参画基本計画を策定している市町村の割合	22.7%	50.0%
◎男女共同参画推進員による市町村等への地域情報提供数	50件	500件
男女共同参画センター「フレンテみえ」登録団体数 <small>(2005年2月1日)</small>	143	170
男女共同参画センター「フレンテみえ」のホームページへのアクセス件数	(2003年度) 14,348件	18,500件

◎…県民しあわせプラン戦略計画における目標項目

参　考　デ　一　タ

I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

項目	現状値	資料出所
◎人権尊重社会に関する意識度 ☆1	(2003年度) 47.1%	総合企画局 「県民意識基礎調査」
◎人権施策を推進する計画を策定した市町村の割合	(2003年度) 36.4%	人権・同和室調べ
◎県内市町村における人権教育基本方針策定率 ☆2	(2004年度) 43%	教育委員会事務局人権・同和教育室調べ
総合教育センターにおける男女共同参画に関する研修への教員参加者数	(2004年度) 102人	教育委員会事務局研修指導室調べ
男女共同参画に関する講座等の受講者数	(2003年度) 2,567人	男女共同参画室調べ
トップセミナー参加者数	(2004年度) 390人	男女共同参画室調べ
男女共同参画に関する新聞記事件数☆3	(2003年度) 70件	2003.4.1～2004.3.31 男女共同参画室調べ
青年海外協力隊隊員数（派遣中） ☆4	(2004年度) 29人（男11、女18）	2004.10.31現在 JICA青年海外協力隊事務局調べ
海外技術研修員数（研修中） ☆5	(2004年度) 8人（男7、女1）	2004.10.31現在 国際室調べ
◎在住外国人への情報提供等を行う説明会等開催数	(2004年度) 70回	国際室調べ
国際ボランティア人数 ☆6	(2004年度) 220人	国際室調べ

☆1 「現在は、人権が尊重されている社会である」と感じている人の割合

☆2 人権尊重の社会文化を構築するために主体的に活動できる人づくりをめざす人権教育基本方針を策定した市町村の割合

☆3 県や市町村の事業に関連した男女共同参画に関する新聞記事の件数

☆4 ODAにより、途上国の発展を支援するため、派遣されている青年海外協力隊員の三重県出身者数

☆5 三重県に累積された技術を活用し、官民協力して行う海外技術研修制度により研修を受けている人数

☆6 国際交流・協力、通訳などを行ったり、行おうとしているボランティアの数（（財）三重県国際交流財団登録簿）

II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
県議会議員数	(2004年度) 49人（男47、女2）	2005.1.31現在
県行政委員会委員数 ☆1	(2004年度) 71人（男60、女11）	2004.4.1現在
県の審議会等における委員数	(2004年度) 1,022人（男714、女308）	男女共同参画室調べ
県の審議会等への女性委員の登用率	(2004年度) 30.1%	男女共同参画室調べ
人材リスト登録人数 ☆2	(2004年度) 533人	男女共同参画室調べ
◎人材育成に関する職員満足度	(2004年度) 59.3%	総務局「三重県職員満足度アンケート」
県職員採用者数	(2004年度) 72人（男48、女24）	人材政策室調べ
県職員	職員数 (2004年度) 4,918人（男4,009、女909）	人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆3 (2004年度) 4.7%（男631、女31）	人材政策室調べ
県教員採用者数	小学校 (2004年度) 103人（男40、女63）	教育委員会事務局人材政策室調べ
	中学校 (2004年度) 77人（男35、女42）	
	県立学校 (2004年度) 67人（男42、女25）	
小学校	教員数 (2004年度) 6,013人 (男2,482、女3,531)	教育委員会事務局人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆4 (2004年度) 19.1%（男679、女160）	教育委員会事務局人材政策室調べ
中学校	教員数 (2004年度) 3,294人 (男2,049、女1,245)	教育委員会事務局人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆5 (2004年度) 4.1%（男329、女14）	教育委員会事務局人材政策室調べ
県立学校	教員数 (2004年度) 3,673人 (男2,522、女1,151)	教育委員会事務局人材政策室調べ

	管理職への女性登用率 ☆ 6	(2004年度) 8.8% (男166、女16)	教育委員会事務局人材政策室調べ
県教育委員会	職員数	(2004年度) 364人 (男297、女67)	教育委員会事務局人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆ 7	(2004年度) 0% (男41、女0)	教育委員会事務局人材政策室調べ
県立学校	事務職員数 (司書除く)	(2004年度) 309人 (男215、女94)	教育委員会事務局人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆ 8	(2004年度) 15.8% (男64、女12)	教育委員会事務局人材政策室調べ
市町村議会議員数		(2004年度) 1,108人 (男1014、女94)	2004.12.31現在 選挙管理委員会事務局調べ
市町村行政委員会委員数 ☆ 9		(2004年度) 2,496人 (男2,259、女237)	2004.4.1現在 男女共同参画室調べ
市町村	審議会等への女性委員登用率	(2004年度) 19.3% (男11,694、女2,801)	2004.4.1現在 男女共同参画室調べ
	管理職への女性登用率 ☆ 10	(2004年度) 8.9% (男2,139、女210)	2004.4.1現在 男女共同参画室調べ
民生委員数		(2004年度) 3,955人 (男1,712、女2,243)	地域福祉室調べ

☆ 1 地方自治法第180条の5に規定する県の各種委員会の委員数

☆ 2 県の審議会等の女性委員登用促進のため整備したリスト「アイリス21人材リスト」に登録された人數

☆ 3 県職員（知事部局）のうち、室長級以上の女性職員の割合

☆ 4～6 小学校（中学校・県立学校）の教員のうち、校長、教頭の女性教員の割合

☆ 7 教育委員会事務局職員のうち、室長級以上の女性職員の割合

☆ 8 県立学校職員のうち、事務長の女性職員の割合

☆ 9 地方自治法第180条の5に規定する市町村の各種委員会の委員数

☆ 10 市町村職員のうち、課長級以上の女性職員の割合

III 働く場における男女共同参画の推進

III- I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
就業者数	(2000年) 929, 866人 (男544, 337、女385, 529)	総務省「国勢調査」
15歳以上の労働力率 ☆1	(2000年) 男72. 1%、女47. 1%	総務省「国勢調査」
所定内給与額 ☆2	(2003年) 男328千円、 女210千円	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
平均勤続年数	(2003年) 男14. 7年、女9. 6年	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
津高等技術学校学卒者訓練生	(2004年度) 153人 (男150、女3)	2004. 4. 1現在 雇用・能力開発室調べ
女性を管理職等に登用している企業の割合 (役員を除く) ☆3	(2004年度) 26. 3%	勤労福祉室「中小企業賃金等実態調査」
パートタイマーを雇用している企業の割合	(2004年度) 68. 4%	勤労福祉室「中小企業賃金等実態調査」
育児休業規定整備率	(2004年度) 81. 0%	勤労福祉室「中小企業賃金等実態調査」
介護休業規定整備率	(2004年度) 63. 9%	勤労福祉室「中小企業賃金等実態調査」
セクシュアル・ハラスメント相談件数	(2003年度) 90件	三重労働局調べ

☆1 15歳以上の就業者と完全失業者を合わせた労働力人口が、人口に占める割合

☆2 きまって支給する給与のうち、所定外給与以外のもの

☆3 女性を管理職（課長相当職、部長相当職）に登用している企業等の割合。

III- II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
◎農林水産業の新規就業定着者数 ☆1	(2002年度) 292人	担い手室調べ
農業就業人口 (販売農家)	(2000年) 69, 615 (男29, 824、女39, 791)	農林水産省「農（林）業センサス結果」
認定農業者数	(2003年度) 男1, 964人、女41人 (夫婦連名 1戸)	担い手室調べ

農業大学校在学生数 ☆ 2	(2004年度) 60人（男50、女10）	担い手室調べ
酪農ヘルパー利用酪農家率 ☆ 3	(2003年度) 38.1%	担い手室調べ

☆1 40歳未満で農林水産業に新規就業した人のうち3年以上就業している人の数（2001年度からの累計）

☆2 農業大学校養成科在学生数

☆3 酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する酪農ヘルパーを利用した割合

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
◎ファミリー・サポート・センターの設置数	(2004年度) 10	勤労福祉室調べ
ファミリー・サポート・センターの会員数	(2004年度) 1,659人	2004.10.31現在 勤労福祉室調べ
◎子育て環境の充実度 ☆ 1	(2003年度) 42.8%	総合企画局 「県民意識基礎調査」
保育所（認可）	(2004年度) 442か所、39,025人	こども家庭室調べ
◎多機能保育所整備か所数	(2003年度) 4か所	こども家庭室調べ
乳児保育実施保育所	(2003年度) 19か所、5市町村	こども家庭室調べ
延長保育実施保育所	(2003年度) 98か所、25市町村	こども家庭室調べ
休日保育実施保育所	(2003年度) 3か所、3市町村	こども家庭室調べ
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）実施保育所	(2003年度) 6か所、6市町村	こども家庭室調べ
一時保育実施保育所	(2003年度) 24か所、12市町村	こども家庭室調べ
◎放課後児童クラブ数 ☆ 2	(2003年度) 137か所、39市町村	こども家庭室調べ
◎放課後児童クラブ登録児童数	(2003年度) 4,536人	こども家庭室調べ
児童館設置数	(2003年度) 44か所、24市町村	こども家庭室調べ
こども家庭相談における電話相談受付件数	(2003年度) 1,765件	こども家庭室調べ

◎子育て中の親向けのプログラムを活用した学習活動参加者数	(2003年度)	教育委員会事務局生涯学習室調べ
高齢者夫婦のみの世帯数	(2000年度) 58, 236世帯	総務省「国勢調査」
高齢者単身世帯数	(2000年度) 42, 226世帯 (男9, 119、女33, 107)	総務省「国勢調査」
高齢者の人数と割合	(2000年) 350, 959人、18. 9% (男146, 959、女204, 000)	総務省「国勢調査」
高齢者のいる世帯数と割合	(2000年) 238, 186世帯、37. 5%	総務省「国勢調査」
要介護（支援）認定者数	(2003年度) 62, 114人	長寿社会室調べ
◎要介護・要支援認定者出現率 ☆ 3	15. 5%	長寿社会室調べ
介護保険制度利用率 ☆ 4	(2003年度) 77. 5%	長寿社会室調べ
市町村における介護予防、生活支援事業実施率 ☆ 5	(2003年度) 76. 4%	長寿社会室調べ
◎「介護予防プラン作成事業」実施市町村割合	(2003年度) 45%	長寿社会室調べ
◎特別養護老人ホーム整備率 ☆ 6	(2003年度) 88. 0%	長寿社会室調べ
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	(2003年度) 90か所、定員5, 448人	長寿社会室調べ
介護老人保健施設	(2003年度) 50か所、定員4, 892人	長寿社会室調べ
介護療養型医療施設	(2003年度) 52か所、定員1, 627人	長寿社会室調べ
養護老人ホーム	(2003年度) 21か所、定員1, 320人	長寿社会室調べ
通所介護事業者	(2003年度) 239か所	長寿社会室調べ
認知症高齢者グループホーム設置か所数	(2003年度) 92か所	長寿社会室調べ
軽費老人ホーム（ケアハウス）	(2003年度) 25か所、定員1, 041人	長寿社会室調べ

訪問介護員（ホームヘルパー）数	(2003年度) 4,969人	長寿社会室調べ
介護支援専門員（ケアマネージャー）数	(2003年度) 4,205人	長寿社会室調べ
高齢者ショートステイ利用回数	(2003年度) 38,278日/月	長寿社会室調べ
高齢者デイサービス利用回数	(2003年度) 108,841回/月	長寿社会室調べ
バリアフリーアドバイザー登録者数☆7	(2002年度) 558人	地域福祉室調べ
ボランティア活動者数 ☆8	(2003年度) 87,567人	地域福祉室調べ

- ☆1 地域において安心して子どもを産み育てられるための保育サービスや母子保健サービスが充実していると感じている人の割合
☆2 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の適切な遊びや生活の場として設置する「放課後児童クラブ」の数
☆3 65歳以上の高齢者における要介護・要支援認定者の出現割合
☆4 介護を必要とする高齢者等が介護保険制度をどの程度利用しているかの割合
☆5 介護予防事業、生活支援事業の主要事業実施市町村の割合
☆6 第2期三重県介護保険事業支援計画による特別養護老人ホームの2006年度整備目標達成率（整備目標6,191床）
☆7 県の開催するバリアフリーアドバイザー養成講座を受講し、登録した人の数
☆8 県および市町村ボランティアセンターが把握しているボランティア活動をしている人の数

V 人権の尊重と心身の健康支援

V-I 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

項目	現状値	資料出所
DV相談件数	(2003年度) 女性相談所等 986件	女性相談所調べ
	男女共同参画センター 147件	男女共同参画センター調べ
	警察本部 490件	警察本部調べ
DV被害者保護実施件数	(2003年度) 70件	女性相談所調べ
DV防止法に基づく命令件数 ☆1	(2003年度) 47件	男女共同参画室調べ
配偶者暴力相談支援センター機能を果たす機関の数	(2004年度) 1	こども家庭室調べ
配偶者や恋人から命の危険を感じるくらいの暴行を受けた人の割合	(2003年度) 1.9%	男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」

ストーカー事案の把握数	(2004年) 270件	警察本部調べ
売春防止法による保護件数	(2003年度) 1件	女性相談所調べ
警察本部における各種被害相談窓口の活用実績	(2004年) 470件	警察本部調べ
警察学校等における被害者対策に関する職員教養受講者数	(2004年) 512人	警察本部調べ
◎警察安全相談の満足度 ☆2	(2004年) 88.6%	警察本部調べ
◎市町村における児童虐待防止ネットワーク設置率	(2003年度) 34.8%	こども家庭室調べ

☆1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）に基づいて、接近禁止命令又は退去命令がなされた件数

☆2 警察安全相談の相談者に対する満足が得られた人の割合（2004年の現状値は過去3年間の平均）

V-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

項目	現状値	資料出所
◎医療に対する県民満足度 ☆1	(2003年度) 81.5%	総合企画局 「県民意識基礎調査」
周産期死亡率（出生千対）☆2	(2003年) 4.0人	厚生労働省 「人口動態統計」
人工妊娠中絶件数	(2003年度) 5,130件 (うち20歳未満635件)	厚生労働省 「母体保護統計」
乳がん検診率	(2003年度) 8.9%	健康づくり室調べ
子宮がん検診率	(2003年度) 9.6%	健康づくり室調べ
乳児死亡率（出生千対）	(2003年) 3.0人	厚生労働省 「人口動態統計」
◎身近な相談、援助体制が充実していると感じる人の割合 ☆3	(2003年度) 33.1%	総合企画局 「県民意識基礎調査」
◎福祉サービスに対する県民満足度☆4	(2003年度) 69.4%	総合企画局 「県民意識基礎調査」
生きがいのある人の割合	(2003年度) 62.6%	健康づくり室 「健康実態調査」
よくストレスを感じる人の割合	(2003年度) 18.1%	健康づくり室 「健康実態調査」

自殺者数	(2003年) 456人（男329、女127）	厚生労働省 「人口動態統計」
◎公的バリアフリー融資を受けた住宅の割合 ☆5	(2002年度) 15%	住宅室調べ
◎ユニバーサルデザイン活動団体所属会員数 ☆6	(2003年度) 269人	地域福祉室調べ
◎グループホーム等において、地域生活をしている障害者の人数 ☆8	(2004年度) 446人	障害福祉室調べ
ひとり親世帯数	(2000年) 8,829世帯 (母子7,639、父子1,190)	総務省「国勢調査」
母子自立支援員相談件数 ☆9	(2003年度) 7,679件	こども家庭室調べ
母子寡婦福祉資金貸付件数 ☆10	(2003年度) 497件	こども家庭室調べ
ひとり親家庭等介護人派遣日数 ☆11	(2003年度) 10日	こども家庭室調べ

- ☆1 最近1年間に医師から受けた診察・診療の内容に対する満足度
☆2 妊娠満22週以後の死産と生後1週間未満の死亡数の合計
☆3 必要な相談、援助を身近なところで安心して受けられると感じる人の割合
☆4 過去1年間に福祉サービスを受けたことがある人についてのサービスに対する満足度
☆5 毎年の新設着工住宅において、住宅金融公庫融資個人住宅のうちバリアフリー割増融資を受けた住宅の割合
☆6 ユニバーサルデザインアドバイザーが中心となって設立した団体のうち、ユニバーサルデザインのまちづくり活動を地域で展開している団体の所属会員数
☆7 就労、ボランティア、生涯学習、余暇活動等の社会活動に参加した高齢者の割合
☆8 県内における障害者のグループホーム・生活ホーム・福祉ホームの利用定員数
☆9 母子家庭及び寡婦等に対し母子自立支援員が相談指導を行った件数
☆10 母子及び寡婦福祉資金貸付件数（新規及び継続）
☆11 母子・寡婦及び父子家庭が介護人の派遣を受けた述べ日数

第3章 計画の推進

項目	現状値	資料出所
男女共同参画推進条例制定市町村数	(2004年度) 5	男女共同参画室調べ
男女共同参画都市宣言実施市町村数☆1	(2004年度) 6	男女共同参画室調べ

☆1 国との共催で宣言を行った市町村、及び独自に宣言を行った市町村の数

その他

項目	現状値	資料出所
年齢3区分別人口	(2000年) 0～15歳未満 28万人 (15.2%) 15歳～64歳 122万人 (65.8%) 65歳以上 35万人 (18.9%)	総務省「国勢調査」
出生数	(2003年) 16,505人	厚生労働省 「人口動態統計」
合計特殊出生率 ☆1	(2003年) 1.35人	厚生労働省 「人口動態統計」
1世帯当たりの人数	(2000年) 2.92人	総務省「国勢調査」
婚姻件数（人口千人当り）	(2003年) 10,163件 (5.5件)	厚生労働省 「人口動態統計」
離婚件数（人口千人当り）	(2003年) 3,896件 (2.1件)	厚生労働省 「人口動態統計」
平均初婚年齢	(2003年) 夫28.9歳、妻27.2歳	厚生労働省 「人口動態統計」
未婚率	25～29歳 (2000年) 男64.7% 女47.9%	総務省「国勢調査」
	30～34歳 (2004年度) 男37.4% 女20.4%	
	35～39歳 (2004年度) 男21.1% 女9.5%	
高校進学率	(2004年度) 男95.3%、女96.5%	文部科学省 「学校基本調査」
短大進学率	(2004年度) 男 1.7%、女14.1%	文部科学省 「学校基本調査」
大学進学率	(2004年度) 男43.7%、女33.1%	文部科学省 「学校基本調査」

☆1 一人の女性が生涯の間に平均何人の子どもを産むかの推計値

◎…県民しあわせプラン戦略計画における目標項目

三重県生活部男女共同参画室

住所 三重県津市広明町13番地（〒514-8570）

電話 059-224-2225

FAX 059-224-3069

E-mail iris@pref.mie.jp